

- 第十六條 府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ハ第十四條及前條ノ例ニ依リ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得
- 第十七條 第十一條第三號ノ規定ハ營業稅ニ之ヲ準用ス
- 第十八條 營業稅ノ課稅標準竝營業稅及其ノ附加稅ノ賦課ノ制限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十九條 雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ヘキモノノ種類ハ勅令ヲ以テ定ムルモノ竝内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ル
- 第二十條 第十一條第三號ノ規定ハ雜種稅ニ之ヲ準用ス
- 第二十一條 雜種稅ノ課稅標準竝雜種稅及其ノ附加稅ノ賦課ノ制限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十二條 市町村ハ本法ニ依リ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得
- 第二十三條 戶數割ハ一戶ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス
戶數割ハ一戶ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得
- 第二十四條 戶數割ハ納稅義務者ノ資力ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス
- 第二十五條 戶數割ノ課稅標準タル資力ハ納稅義務者ノ所得額及資産ノ狀況ニ依リ之ヲ算定ス
- 第二十六條 第十一條第三號ノ規定ハ戶數割ニ之ヲ準用ス
- 第二十七條 戶數割ノ賦課ノ制限、納稅義務者ノ資産ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スヘキ額其ノ他納稅義務者ノ資力算定ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十八條 北海道府縣以外ノ公共團體ニ對スル第七條ノ許可ノ職權ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

地方長官ニ委任スルコトヲ得

附則

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅營業稅及雜種稅其ノ附加稅竝戶數割ニ關スル規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治十三年第十六號布告及同年第十七號布告ハ大正十五年度分限り之ヲ廢止ス

第六條及第七條中營業收益稅トアルハ大正十五年度分特別地稅及其ノ附加稅ニ付テハ國稅營業稅トス

家屋稅ハ大正十八年度分迄ニ限り第九條乃至第十二條ノ規定ニ拘ラス別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ賦課スルコトヲ得

○地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件

(大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號)

- 第一條 大正十五年法律第二十四號第九條ノ家屋トハ住家、倉庫、工場其ノ他各種ノ建物ヲ謂フ
- 第二條 家屋ノ賃賃價格ハ貸主カ公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ家屋ヲ賃賃スル場合ニ於テ賦課期日ノ現狀ニ依リ貸主ノ收得スベキ金額ノ年額ヲ以テ之ヲ算定ス
- 第三條 第一項及第二項ノ場合ニ於テハ其ノ家屋ノ賃賃價格ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル類似ノ他ノ家屋ノ賃賃價格ニ比準シテ之ヲ定ム
- 第三條 家屋稅ノ賦課期日後建築セラレタル家屋ニ付テハ工事竣成ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋稅ヲ

賦課ス

大正十五年法律第二十四號第十一條ノ規定ニ基キテ家屋稅ヲ賦課セザル家屋又ハ法律ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得ザル家屋ガ家屋稅ノ賦課期日後之ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノト爲リタルトキハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス

家屋稅ノ賦課期日後家屋ガ滅失シ其ノ他家屋トシテノ效用ヲ失ヒタルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ月迄月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス大正十五年法律第二十四號第十一條ノ規定ニ基キテ家屋稅ヲ賦課セザル家屋又ハ法律ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得ザル家屋ト爲リタルトキ亦同ジ

家屋稅ノ賦課後前項ノ事實ヲ生ズルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セズ

第四條 大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ府縣ニ於テ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ建物ノ構造、坪數、用途及敷地ノ地位ニ依リテ家屋ニ等差ヲ設ケテ之ヲ賦課ス

第五條 大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ府縣

ハ家屋稅總額ヲ市町村ニ配當スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ家屋稅總額ノ半額ハ之ヲ豫算ノ屬スル年度ノ前年度始ニ於ケル市町村内宅地地價ニ、他ノ半額ハ之ヲ豫算ノ屬スル年度ノ前年度始ニ於ケル市町村ノ戶數(法人ノ本店及支店ノ數ヲ含ム)ニ比例シテ配當スベシ

家屋稅ヲ賦課スベキ年度ノ前年度又ハ家屋稅ノ配當前ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ關係市町村ニ於ケル配當標準ハ府縣知事之ヲ定ム但シ配當標準ニ異動ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

家屋稅ノ配當額ハ配當標準ニ異動アルモ配當後ハ之ヲ改定セズ但シ配當標準ニ錯誤アリタルトキ

ハ當該市町村ニ限リ當初ノ配當率ヲ以テ其ノ配當額ヲ改定スルコトヲ得

家屋稅ノ配當後其ノ賦課前ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ府縣知事關係市町村ノ配當額ヲ新ニ定メ又ハ改定ス但シ配當標準ニ異動ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前二條ノ規定ニ依リテ雜キ特別ノ事情アル府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ別ノ賦課方法ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得

第七條 第四條及前條ノ規定ハ府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ニ於テ大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 家屋ノ賃賃價格ニ對スル賦課率ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ府縣ニ於テ之ヲ定ム

第四條乃至第六條ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課セントスル場合ニ於テハ府縣ハ其ノ豫算總額ニ付內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 前條ノ規定ハ府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ニ於テ賦課スベキ家屋稅ニ關シ之ヲ準用ス第十條 戶數割ヲ賦課スル市町村ニ於テ賦課スベキ家屋稅附加稅ノ賦課率ハ本稅百分ノ五十以內トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ課稅スルコトヲ得

左ニ掲グル場合ニ於テハ特ニ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

- 一 內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ
- 二 非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三 水利ノ爲費用ヲ要スルトキ
四 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ノ規定ニ依リテ制限外課税ヲ爲スハ特別地稅附加稅ガ大正十五年法律第二十四號第七條ノ規定ニ依リテ制限外課税ヲ爲ス場合ニ限ル但シ特別地稅附加稅ヲキトキハ地租附加稅又ハ段別割ガ明治四十一年法律第三十七號第五條ノ規定ニ依リテ制限外課税ヲ爲ス場合ニ限ル

第十一條 內務大臣及大藏大臣ガ戸數割ヲ賦課シ難キモノト認メタル市町村ニ於テ賦課スベキ家屋稅附加稅ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十六但シ明治四十一年法律第三十七號第三條第三項ノ規定ニ依リテ所得稅附加稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十

二 町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十但シ明治四十一年法律第三十七號第三條第三項ノ規定ニ依リテ所得稅附加稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ五十五

特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第十二條 大正十五年法律第二十四號第十五條ノ規定ニ依リ營業稅ヲ賦課スベキ營業ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

運河業
棧橋業

船舶旋繫場業
貨物陸揚場業

兩替業

湯屋業

理髮業

寄席業

遊技場業

遊覽所業

藝妓置屋業

第十三條 營業收益稅法第二條ニ掲グル營業ニ對スル營業稅ノ賦課額ハ同法ニ依ル個人ノ營業收益稅額ノ最低額未滿トス

第十四條 營業稅ノ課稅標準ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第十五條 年稅又ハ期稅タル營業稅ノ賦課期日後納稅義務ノ發生シタル者ニ對シテハ其ノ發生ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ營業稅ヲ賦課ス

前項ノ營業稅ノ賦課期日後納稅義務ノ消滅シタル者ニ對シテハ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ營業稅ヲ賦課ス

第一項ノ營業稅ニ付テハ其ノ賦課後營業ノ承繼アリタル場合ニ於テハ前營業者ノ納稅ヲ以テ後ノ

營業者ノ納税ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用セズ
月税タル營業税ノ賦課期日後其ノ月十五日迄ニ納税義務發生シタルトキハ其ノ營業税ノ全額、十
六日以後納税義務發生シタルトキ又ハ十五日迄ニ納税義務消滅シタルトキハ其ノ半額ヲ賦課ス
前二項ノ場合ニ一ノ府縣ニ於テ納税義務消滅シ他ノ府縣ニ於テ納税義務發生シタルトキハ納税義
務ノ發生シタル府縣ハ納税義務ノ消滅シタル府縣ニ於テ賦課シタル部分ニ付テハ營業税ヲ賦課ス
ルコトヲ得ズ

第十六條 營業税附加税ノ賦課率ハ本税百分ノ八十以内トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課税スルコト
ヲ得

第十七條 大正十五年法律第二十四號第十九條ノ規定ニ依リ雜種税ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノノ
種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 船
- 車
- 水車
- 市場
- 電柱
- 金庫

中馬

大

狩獵

屠宰

不動産取得

漁業

遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者

演劇其ノ他ノ興行

遊興

前項ニ掲グル課目ハ府縣ニ於テ之ヲ取捨スルコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テ第一項ノ種類以外ノモノニ對シ雜種税ヲ賦課セントスルトキハ内務大
臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十八條 第十五條ノ規定ハ雜種税ノ賦課ニ之ヲ準用ス

第十九條 雜種税ノ課税標準及其ノ制限率其ノ他賦課ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣及大藏大臣之
ヲ定ム

第二十條 雜種税附加税ノ總額ハ本税總額ノ百分ノ八十九以内トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ賦課スルコト

地方税 地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件

ヲ得

第二十一條 戶數割總額中納稅義務者ノ資産ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戶數割總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條 戶數割納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ所得ハ之ヲ其ノ納稅義務者ノ所得ト看做ス但シ其ノ納稅義務者ヨリ受クル所得ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 同一人ニ對シ數市町村ニ於テ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ各其ノ市町村ニ於ケル所得ヲ以テ其ノ者ノ資力算定ノ標準タル所得トス其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係市町村ニ平分ス

戶數割ヲ納ムル市町村以外ノ地ニ於ケル所得ハ納稅義務者ノ資力算定ニ付住所地市町村ニ於ケル所得ト看做ス

前二項ニ規定スル所得計算ニ付關係市町村異議アル場合ニ於テ其ノ府縣内ニ止マルモノハ府縣知事、數府縣ニ涉ルモノハ内務大臣之ヲ定ム

第二十四條 所得ニ依ル資力算定方法ニ關シテハ第二十一條乃至前條ニ定ムルモノノ外内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第二十五條 戶數割ノ賦課期日後納稅義務ノ發生シタルモノニ對スル賦課額ハ大正十五年法律第二十四號第二十四條乃至第二十七條及本令第二十一條(又ハ附則第六項)乃至前條ノ規定ニ依リテ定マラタル他ノ納稅義務者ノ賦課額ニ比準シテ之ヲ定ム

第十五條第一項、第二項及第五項ノ規定ハ戶數割ノ賦課ニ之ヲ準用ス但シ戶數割ノ賦課後納稅義務消滅スルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セズ

第二十六條 市町村長ハ其ノ市町村住民ニ非ザル者(法人ヲ除ク)ノ當該市町村内ニ於テ生ズル其ノ年度分所得及其ノ所得ノ基本タル事實ヲ毎年四月末日迄ニ其ノ住所地市町村長ニ通報スベシ但シ當該市町村ニ於テ其ノ者ニ戶數割ヲ賦課スルトキ又ハ其ノ住所地市町村ニ於テ戶數割ノ賦課ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 戶數割ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十七

二 町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十

特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第二十八條 本令中市町村ニ對スル許可ノ職權ハ内務大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 本令中府縣、府縣知事又ハ町村ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各北海道、北海道廳長官又ハ町村ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村ト看做ス

第三十條 北海道移住民ニシテ主トシテ耕作又ハ牧畜ノ事業ニ引續キ從事シ移住ノ日ヨリ三年ヲ經過セザル者ニ對シテハ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治三十二年勅令第二百七十六號、府縣稅戶數割規則及大正十一年勅令第二百八十二號ハ大正十五年分限リ之ヲ廢止ス

明治十三年第十七號布告第九條ノ規定ニ依リテ爲シタル處分ニシテ第十七條第一項ノ課目ニ該當セザルモノニ對スルモノハ本令施行ノ際內務大臣及大藏大臣ノ指定スル雜種稅ノ課目ニ對スルモノニ限リ之ヲ第十七條第三項ノ規定ニ依リテ爲シタル許可ト看做ス

本令施行ノ際現ニ府縣稅家屋稅附加稅ヲ賦課スル市町村ハ第十一條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルモノト看做ス

市町村特別稅家屋稅及之ニ類スル特別稅ニ關スル條例ニシテ本令施行ノ際內務大臣及大藏大臣ノ指定スルモノハ大正十五年分限リ其ノ效力ヲ失フ

戶數割總額中納稅義務者ノ資産ノ狀況ニ依リテ賣力ヲ算定シ賦課スベキ額ハ特別ノ事情アル市町村ニ於テハ當分ノ間戶數割總額ノ十分ノ四迄ト爲スコトヲ得

○地方税ニ關スル法律施行規則(大正十五年十一月二十七日內務、大藏省令)

第一條 大正十五年法律第二十四號第十一條各號ノ家屋ノ範圍ハ府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二條 營業稅ハ營業ノ純益ヲ標準トシ又ハ營業ノ收入金額(賣上金額、請負金額、報價金額ノ類ヲ含ム)資本金額、營業用建物ノ賃賃價格若ハ從業者ノ數ヲ標準トシテ之ヲ賦課シ又ハ定額ヲ以テ之ヲ賦課ス

前項ノ課稅標準其ノ他營業稅ノ賦課方法ニ付テハ當分ノ間內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 營業收益稅法第七條ノ規定ハ營業稅ノ賦課ニ之ヲ準用ス

專ラ行商又ハ露店營業ヲ爲ス者ニ對シテハ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ
大正十五年法律第二十四號第十七條ノ規定ニ基キ營業稅ヲ賦課スルヲ不適當トスルモノハ前二項ニ定ムルモノノ外府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ

第四條 船ニ對シテハ主タル碇繫場所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

前項ノ主タル碇繫場ナキトキ又ハ主タル碇繫場ノ所在地ニ付關係府縣ニ於テ異議アルトキハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第五條 車ニ對シテハ主タル定置場所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第六條 水車、電柱及金庫ニ對シテハ所在地府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第七條 市場ニ對シテハ所在地府縣ニ於テ其ノ經營者ニ雜種稅ヲ賦課ス

- 第八條 牛馬及犬ニ對シテハ飼育地府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種税ヲ賦課ス
- 第九條 狩獵ノ免許ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ住所地府縣ニ於テ雜種税ヲ賦課ス
- 第十條 屠畜ニ對シテハ屠殺地府縣ニ於テ其ノ家畜ノ所有者ニ雜種税ヲ賦課ス
- 第十一條 不動産ヲ取得スル者ニ對シテハ其ノ不動産所在ノ府縣ニ於テ雜種税ヲ賦課ス
- 第十二條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ雜種税ヲ賦課スルコトヲ得ズ
- 一 家督相續又ハ遺産相續ニ因ル不動産ノ取得
 - 二 法人ノ合併ニ因ル不動産ノ取得
 - 三 信託財産ニシテ委託者カ信託行為ニ依リ信託利益ノ全部ヲ享受スベキ不動産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得但シ當該不動産ニ付其ノ後受益者ヲ變更シタル場合及信託法第二十二條ノ規定ニ依リ固有財産ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ時ニ不動産ノ取得アリタルモノト看做シ雜種税ヲ賦課ス
 - 四 信託ニ付受益者又ハ歸屬權利者ノ不動産ノ取得
 - 五 信託ノ受託者交送ノ場合ニ於ケル新受託者ノ不動産ノ取得
- 第十三條 漁業ニ對スル雜種税ハ當分ノ間從來ノ例ニ依リ之ヲ賦課ス
- 新ニ漁業ニ對シ雜種税ヲ賦課セントスルトキ又ハ其ノ賦課率若ハ賦課方法ノ變更ヲ爲サントスルトキハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ舊慣ヲ改メ其ノ他賦課方法ヲ變更スルコトナクシテ賦課率ヲ低減スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第十四條 遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者ニ對シテハ其ノ住所地府縣ニ於テ雜種税ヲ賦課ス其ノ住所地府縣ニ於テ之ヲ課セザルトキハ三月以上滞在ノ府縣ニ於テ之ヲ賦課ス
- 第十五條 同一人ニシテ遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者ノ二以上ニ該當スルトキハ其ノ一ニ就キ雜種税ヲ賦課ス其ノ税額異ルトキハ多キニ從フ
- 第十六條 演劇其ノ他ノ興行ヲ爲ス者及遊興ヲ爲ス者ニ對シテハ其ノ行為地府縣ニ於テ雜種税ヲ賦課ス
- 第十七條 遊興ニ對シ消費金額ノ全部ヲ標準トシテ賦課スル雜種税ハ遊興者一人當一回ノ消費金額ニ圓ニ滿チザルモノニ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ
- 第十八條 第四條乃至前條ニ定ムルモノノ外雜種税ノ課税標準及其ノ賦課率又ハ賦課額其ノ他賦課ニ關シ必要ナル事項ハ府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ
- 第十九條 第三條第三項ノ規定ハ雜種税ノ賦課ニ之ヲ準用ス
- 第二十條 戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス
- 一 營業ニ非ザル貸金ノ利子並公債、社債、預金及貯金ノ利子ハ前年中ノ收入金額
 - 二 山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
 - 三 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額
 - 四 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄

ノ収入金額但シ無記名株式ノ配當ニ付テハ同期間内ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額
株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受ケタル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受ケタル金額カ其ノ株式ノ
拂込済金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受ケタル利益ノ配當ト看
做ス

五 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ収入金額但シ
前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非ザルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六 前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總収入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日
ヨリ引續キ有シタルニ非ザル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額
信託財産ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ
有スルモノト看做シテ所得額ヲ計算ス

第一項第一號、第二號及第四號ノ所得ニ付テハ被相続人ノ所得ハ之ヲ相続人ノ所得ト看做シ第六
號ノ所得ニ付テハ相續シタル資産又ハ營業ハ相続人ガ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所
得額ヲ計算ス但シ被相続人ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戸數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ最近ノ戸數割賦課ノ時ニ算定シ
タル所得額ヲ以テ其ノ資力算定ノ標準トス但シ未ダ其ノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開
始ノ日ノ屬スル年ヲ基準トシ前第一項各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

第二十一條 前條第一項第二號及第六號ノ規定ニ依リ總収入金額ヨリ控除スベキ經費ハ種苗蠶種肥

料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ
借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ
家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セズ

第二十二條 第二十條第一項第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第五號ノ
規定ニ依ル所得ヨリ之ヲ差引キテ計算ス

第二十三條 第二十條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中
俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料、賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、
六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千五百圓以下ナルトキハ
同十分ノ四、八百圓以下ナルトキハ同十分ノ五ニ相當スル金額ヲ控除ス

第二十四條 第二十條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者
及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齢十四歳未滿者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具
廢疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

一 所得千圓以下ナルトキ

二 年齢十四歳未滿者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具廢疾者

三 所得二千圓以下ナルトキ

同

三 所得三千圓以下ナルトキ

一人ニ付 百圓以内
一人ニ付 七十圓以内

同

一人ニ付 五十圓以内

前項ノ不具癡疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者其他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ之ヲ算入セズ

- 一 軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料
- 三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金
- 四 營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得
- 五 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ外國ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生ズル所得

第二十六條 戶數割納稅義務者第二十條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年一月三十一日迄ニ戶數割ノ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十條第四項但書ニ該當スル者ハ賦課後十四日迄ニ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得市町村前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ者ノ當該所得額ヲ査覈シ其ノ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ所得額ヲ更訂シ之ヲ基準トシテ更ニ其ノ者ノ資力ヲ算定シ其ノ者ニ付テノミ戶數割ノ賦課額ヲ減ズルコトヲ得

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ更訂シタル

所得額ニ依リ其ノ者ノ資力ヲ算定シ戶數割賦課後前二項ノ事實ヲ生ジタルトキハ其ノ者ニ付テノミ戶數割ノ賦課額ヲ減ズルコトヲ得

第二十七條 大正十五年法律第二十四號第二十六條ノ規定ニ依リ戶數割ヲ賦課スルヲ不適當トスル者ハ市町村ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二十八條 大正十五年勅令第三百三十九號第二十八條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル事項ニ付テノ許可ノ職權ハ府縣知事ニ之ヲ委任ス

- 一 同令第十條第二項ノ規定ニ依リ制限ヲ超過シ課稅スルコト
- 二 同令第十條第三項ノ規定ニ依リ同條第二項ノ制限ヲ超過シ同條第一項ノ制限率ノ百分ノ五十以内ニ於テ課稅スルコト
- 三 同令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ制限ヲ超過シ市ニ於テ戶數割總額ガ當該年度ノ市稅豫算總額ノ百分ノ四十七以内ニ於テ課稅スルコト
- 四 同令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ制限ヲ超過シ町村ニ於テ戶數割總額ガ當該年度ノ町村稅豫算總額ノ百分ノ七十以内ニ於テ課稅スルコト

第二十九條 本令中府縣、府縣知事又ハ町村ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各北海道、北海道廳長官又ハ町村ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

國稅徵收

◎ 國稅徵收

○ 國稅徵收法 (明治三十年三月二十六日法律第二十一號)

改正

明治三十五年三月二十八日法律第三十六號

明治三十八年三月九日法律第四十六號

明治四十四年三月二十五日法律第三十七號

大正三年三月二十七日法律第十二號

第一章 總則

第一條 國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條 國稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條 納稅人ノ財産上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價格ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セサルモノトス

第四條ノ一 納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得 (明治三十五年法律第三十六號改正)

- 一 國稅ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ

- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人力解散ヲ爲シタルトキ
- 七 納税人脱税又ハ逋税ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四條ノ二 前條第二號乃至第五號ノ場合ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

(明治三十五年法律第三十六號及明
治三十四年法律第三十七號改正)

督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ國稅其ノ他總テノ公課及債權ニ先チテ之ヲ徵收ス但シ第四條ノ一第二號乃至第五號ノ場合ニ於ケル府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

第四條ノ三 相續開始ノ場合ニ於テハ國稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得(同上)

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ國稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス(同上)

第四條ノ四 共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル國稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ納税者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス(同上)

第四條ノ五 同年ノ地租、營業稅、所得稅、醬油稅及同酒造年度ノ酒造稅ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一稅目ノ税金ニ充ツルコトヲ得(明治三十五年法律第三十六號改正)

第四條ノ六 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ニ依ル(同上)

第四條ノ七 納稅ノ告知、督促及滞納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス(同上)

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス(同上)

第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國内ニ住所、居所アラザルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス(明治三十五年法律第三十六號及明
治三十八年法律第四十六號改正)

第二章 徵收

第五條 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ税金ヲ國庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

前項徵收ノ費用トシテ其ノ徵收金額ノ百分ノ三ニ相當スル金額及納稅告知書一通ニ付金二錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス(明治三十四年法律第三十七號
及三十五年法律第三十二號改正)

第六條 國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納

付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七條 納税人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ爲時日ヲ要スルトキハ其ノ間税金ノ徵收ヲ爲ササルコトアルヘシ

第八條 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ税金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ大藏大臣ニ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ大藏大臣ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十五年法律第三十六號改正)

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料、延滞金ヲ徵收ス(明治三十四年法律第三十七號改正)

第三章 滞納處分

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納税者ノ財産ヲ差押フヘシ(明治三十五年法律第三十六號改正)

一 納税者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手数料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ(明治三十七年法律第三十七號改正)

二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納税者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ

第十一條 收稅官吏滞納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ヲ示

スヘシ

第十二條 差押フヘキ財産ノ價格ニシテ督促手数料、延滞金、滞納處分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滞納處分ノ執行ヲ止ム(明治三十五年法律第三十六號及明治三十七年法律第三十七號改正)

第十三條 收稅官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收稅官吏ニ引渡スヘシ

第十四條 收稅官吏財産ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財産ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却執行ノ五日前マテニ所有者タルノ證憑ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出ヘシ

第十五條 滞納處分ヲ執行スルニ當リ滞納者財産ノ差押ヲ免ルル爲故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知り讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
- 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭
- 三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
- 四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地
- 五 系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
- 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
- 七 勳章其ノ他名譽ノ章票

八 滯納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具
九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第十七條 左ニ掲ケル物件ハ他ニ督促手數料、延滞金、滯納處分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滯納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲ササルモノトス(明治三十五年法律第三十六號及明治三十七年法律第三十七號改正)

一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並其ノ飼料
二 職業ニ必要ナル器具及材料

第十八條 差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

第十九條 滯納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ(明治三十五年法律第三十六號改正)

第二十條 收稅官吏財産ノ差押ヲ爲ストキハ滯納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開カシメ若ハ白ラ之ヲ開クコトヲ得滯納者ノ財産ヲ占有スル第三者其ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ

第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滯納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收稅官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得

前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

第二十一條 收稅官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滯納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員市制町村制ヲ施行セサル地ニ在若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ

第二十二條 動産及有價證券ノ差押ハ收稅官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滯納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ(明治三十五年法律第三十六號改正)

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス(明治三十八年法律第四十六號追加)

第二十三條ノ一 債權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手數料、延滞金、滯納處分費及税金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス(明治三十五年法律第三十六號及明治三十七年法律第三十七號改正)

第二十三條ノ二 債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ(明治三十五年法律第三十六號追加)

前項ノ財産權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登録ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登録ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ニ付テモ亦同シ(明治三十八年法律第四十六號改正)

第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ(明治三十五年法律第三十六號及明治三十八年法律第四十六號改正)

差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ區分シタルトキハ收稅官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ關シテハ登録稅ヲ納ムルコトヲ要セス(明治三十八年法律第四十六號改正)

第二十四條 差押ヘタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收稅官吏カ第三債務者ヨリ

給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十五年法律第三十六號改正)
公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價額ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上クルコトヲ得(同上)

債權及所有權以外ノ財産權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス(明治三十八年法律第四十六號附加)

第二十五條 見積價格僅少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第二十六條 滞納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七條 滞納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス(明治三十五年法律第三十六號改正)

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス(明治三十五年法律第三十六號及明治三十七號改正)

賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲ケタル質權、抵當權ノ目的物タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費ヲ徵シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス(同上)

第二十九條 會社ニ對シ滞納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財産ヲ以テ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得(明治三十四年法律第三十七號改正)

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ハ之ヲ供託スルコトヲ得(明治三十五年法律第三十六號改正)

第三十一條 滞納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手数料、延滞金、滞納處分費納付ノ義務ハ消滅ス(明治三十四年法律第三十七號改正)

第四章 罰則

第三十二條 滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一年以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ
情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス
前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰條アルモノハ本條ヲ適用セス

第五章 附則

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

沖繩縣及東京府管内小笠原島、伊豆七島ニハ當分ニテ施行セス(并、沖繩縣ハ明治三十五年法律第二百七十五號明治三十八年法律第二百七十八號ヲ以テ本法ヲ施行セラル)
市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用スヘキ公共團體ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

北海道水産物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス(明治三十四年法律第三十三號北海道地方官廳ニ關シテノ勅令)

第三十四條 明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國稅滯納處分法及同二十三年法律第四號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則 (明治四十四年法律第三十七號)

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (大正三年法律第十二號)

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國稅徵收法施行規則(明治三十五年四月十一日勅令第三百二十五號)

改正 明治三十八年三月二十二日勅令第六十七號

明治四十四年十二月七日勅令第二百八十二號

大正九年十二月二十七日勅令第五百八十八號

大正十一年三月三十一日勅令第七十號

第一條 收稅官吏國稅ヲ徵收セムトスルトキハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ日本銀行ニ納付セシムル場合ノ外口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得

(大正十一年勅令第三百七十一號改正)

第二條 市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ收稅官吏書面ヲ以テ其ノ金額ヲ市町村ニ通知スヘシ

市町村ハ前項ノ通知ニ依リ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ

第三條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期ノ到ラサル税金ヲ徵收セムトスルトキハ納期日ヲ定メ第一條ノ告知又ハ第二條ノ通知ヲ爲スト同時ニ其ノ旨告知又ハ通知スヘシ

納稅告知ヲ爲シタル後國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期日前之ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏ハ納期日ノ變更ヲ納稅人ニ告知スヘシ

前項ノ國稅ニシテ市町村ノ徵收スルモノナルトキハ納稅人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨市町村ニ通知スヘシ

第四條 市町村ニ於テ税金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第五條 市町村ニ於テ徵收シタル税金ハ送付書ヲ添へ漸次之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ但シ納期後三日ヲ過クルコトヲ得ス(大正十一年勅令第四百七十號改正)

第六條 市町村ニ於テ國稅徵收法第八條ニ依リ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第七條 市町村ハ納期内ニ税金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ直ニ其ノ氏名、住所若ハ居所及納金額滯納ノ事山ヲ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第八條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ニ掲クルモノニシテ納期ニ到リ税金ノ徵收ヲ完フスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

- 一 納稅ノ告知ヲ爲シタル諸稅
- 二 造石數査定濟ノ酒類、酒精、酒精含有飲料並醬油ノ造石稅及造石數査定濟ノ麥酒稅
- 三 當該年分ノ自家用醬油製造稅

第九條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メ若ハ變更シタルトキハ其ノ氏名及住所若ハ居所ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

納稅管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ前二項ノ申告ハ其ノ市町村ヲ經由スヘシ

第十條 國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第十一條 國稅徵收法第九條ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ收稅官吏ハ納稅者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ

督促狀ヲ發シタルトキハ手数料トシテ金十錢ヲ徵收ス

第十二條ノ二 前條ニ依リ督促ヲ受ケタル場合ニ於テハ税金額百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治四十二年勅令第三百八十二號改正)

一 納稅告知書一通ノ税金額二十圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三 納稅者ノ住所若ハ居所カ帝國内ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ニ依リ計算シタル金額カ十錢未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セス(同)

第十三條 質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手数料、延滯金、滯納處分費及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ(明治四十二年勅令第三百八十二號改正)

國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ證憑書類ヲ添へ其ノ事實ヲ證明スヘシ

第十三條 民事訴訟法ニ依リ假差押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ假處分ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四條 差押フヘキ財産管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在地ノ收稅官吏ニ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十五條 差押フヘキ財産數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均シキモノトシテ處分スヘシ

第十六條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スヘシ(明治四十四年勅令第五百八十二號改正)

一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 差押財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作りタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ(同上)

收稅官吏差押調書ヲ作りタルトキハ其ノ謄本ヲ滯納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財産權ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス(同上)

第十七條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、延滯金、滯納

處分費及税金ヲ完納シタルトキハ其ノ財産ノ差押ヲ解クヘシ(同上)

第十八條 公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十九條 國稅徵收法第二十四條ニ依リ公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ(明治四十四年勅令第二百八十二號)

一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 公賣財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三 入札又ハ競賣ノ場所、日時

四 開札ノ場所、日時

五 保證金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額

六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ加入保證金又ハ契約保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得(大正九年勅令第五百八十八號改正)

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其保證金又ハ之ニ代用シタル國債ハ之ヲ政府ノ所得トス

第二十一條 公賣ハ財産所在ノ市區町村内ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ收稅官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 公賣ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ノ

保存費ヲ要スルモノ又ハ著シク其ノ價格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
第二十三條 財産ヲ公賣セムトスルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産ノ價格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十四條 賣却シタル財産ニ付滯納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ其ノ手續ヲ爲サシムヘシ(明治三十八年勅令第六十七號改正)

前項ノ期間内ニ滯納者其ノ手續ヲ爲ササルトキハ收稅官吏ハ滯納者ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六條 財産ヲ公賣ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 公賣財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收稅官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第二十八條 前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九條 國稅徵收法第四條ノ一第二號乃至第六號ニ該當スル場合ニ於テハ收稅官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破産主任官又ハ清算人ニ督促手數料、延滯金、滯納處分費及滯納税金ノ交付ヲ求ムヘシ但シ他ニ差押フヘキ財産アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨

ケス(明治三十四年勅令第二十八號改正)

第三十條 滯納處分ヲ結了シタルトキハ收稅官吏ハ其ノ處分ニ關スル計算書ヲ作り之ヲ滯納者ニ交付スヘシ

賣却シタル財産ニ對シ質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記録ノ閱覽ヲ收稅官吏ニ求ムルコトヲ得

第三十一條 納稅告知督促及滯納處分ニ關スル公告ハ稅務署ニ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ稅務署ノ外適當ノ場所ニ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

附 則

第三十二條 市制町村制ヲ施行セサル地方(稅務署所在 地ヲ除ク)ノ戸長ハ稅務署收稅官吏ノ通知ヲ受ケ其ノ

町村内ノ國稅(酒類、酒精、酒精含有飲料並ニ醬油ノ遺石稅及麥酒稅ヲ除ク)ヲ徵收シ之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ(大正十一年勅令第六十七號改正)

第三十三條 前條ニ依リ徵收スヘキ國稅ヲ其ノ納期内ニ完納セサル者アルトキハ戸長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第三十四條 本令中市町村ニ關スル規定ハ國稅徵收法第三十三條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ之ヲ準用ス

第三十五條 本令ハ明治三十五年法律第三十六號國稅徵收法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十年勅令第二百二十一號ハ之ヲ廢止ス

附 則(明治三十八年勅令第六十七號)

國稅徵收 國稅徵收法ヲ樺太ニ施行スルノ件

五四二

本令ハ明治三十八年法律第四十六號ノ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年勅令第二百八十二號)

本令中延滞金ニ關スル規定ハ本令施行後ニ於テ納期ノ開始スル明治四十四年分租稅ヨリ之ヲ適用ス

附則 (大正十一年勅令第七十號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國稅徵收法ヲ樺太ニ施行スルノ件

國稅徵收法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 (大正八年八月四日勅令第三百六十七號)

國稅徵收法ハ同法第五條及第八條ノ規定ヲ除ク外之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國稅徵收法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 (大正十一年三月二十日勅令第五百十三號)

國稅徵收法中未タ樺太ニ施行セサル部分ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國稅徵收法施行細則 (明治三十年六月二十六日大藏省令第十號)

- 改正 明治三十三年 四月 四 日省令第九號 明治四十年 十月 十 日省令第四十二號
- 同 三十四年 四月 十八日省令第二號 同 四十一年 四月 二十八日省令第十五號
- 同 三十四年 九月 二十七日省令第十八號 同 四十四年 十二月 八 日省令第四十一號
- 同 三十五年 四月 十一日省令第八號 大正 二年 五月 八 日省令第十二號
- 同 三十五年 六月 二十一日省令第十六號 同 四年 一月 二十八日省令第二號
- 同 三十五年 七月 十五日省令第十九號 大正 四年 七月 二 日省令第十八號
- 同 三十五年 十一月 一日省令第二十六號 同 五年 十二月 二十一日省令第三十三號
- 同 三十六年 五月 二十三日省令第十二號 同 十一年 三月 三十一日省令第二十八號
- 同 四十年 三月 二十八日省令第十二號

第一條 國稅徵收法施行規則第一條ノ納稅告知書ハ稅務署長ニ於テ第一號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條 市町村 市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ戶長

ノ徵收スヘキ國稅ハ稅務署長ニ於テ第二號書式ノ納額通知書ヲ調製シ之ヲ市町村 市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ戶長ニ送付スヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキハ更ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第二條ノ二 稅務署長ハ納稅人又ハ市町村ノ爲便宜ト認ムル納付場所ヲ指定スヘシ

國稅徵收 國稅徵收法施行細則

五四三

納税人又ハ市町村ハ指定ノ納付場所以外ノ地ニ於テ納税スルヲ便宜トスルトキハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ變更ヲ求ムルコトヲ得(明治三十五年省令第三十六號及明治三十四年省令第四十一號)

(第三項) 削除(明治三十二年省令第二十八號)

第三條ノ一 市町村 市町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ戶長 前條ノ納額通知書ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ納税告知書ヲ調製シ之ヲ納税人ニ交付スヘシ(明治三十五年省令第八號及明治三十二年省令第二十八號)

第三條ノ二 納税人納税告知書ヲ受ケタルトキハ税金ニ納税告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ(明治三十五年省令第八號)

第四條 市町村其ノ領收シタル税金ヲ日本銀行ニ送付スルトキハ第四號書式ノ送付書ヲ添付スヘシ(大正十一年省令第二十八號及改正)

第五條 市町村 市町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ戶長 滯納ノ報告ヲ爲ストキハ第五號書式ノ滯納報告書ヲ調製シ稅務署ニ送付スヘシ送付後ニ其ノ報告書ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ(明治三十五年省令第二十六號及改正)

第六條ノ一 稅務署長税金納付ノ督促ヲ爲ストキハ第六號書式ノ督促狀ヲ發スヘシ但シ延滞金ヲ徵收スヘキモノニ付テハ第七號書式ニ依ルヘシ(明治三十四年省令第十八號、明治三十五年省令第八號、明治三十四年省令第二十六號、明治三十五年省令第二十八號及改正)

第六條ノ二 前條ノ督促ヲ爲ス場合ニ於テ日本銀行ニ納付セシムルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ(明治三十四年省令第十八號及改正)

一 市町村ノ納税告知書ヲ發シタル税金ニ付テハ第八號書式第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

二 收稅官吏ノ納税告知書ヲ發シタル税金ニ付テハ第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ二ヲ準用ス(大正四年省令第十八號及改正)

第六條ノ三 納税人督促ヲ受ケ税金及督促手数料ヲ日本銀行ニ納付スヘキ場合ニ於テハ前條第一號ノ納付書又ハ第二號ノ納付書及收稅官吏ノ發シタル納税告知書ヲ添付シ稅務署ニ納付スヘキ場合ニ於テハ市町村又ハ收稅官吏ノ發シタル納税告知書ヲ添付スヘシ(明治三十四年省令第十八號及改正)

第六條ノ四 督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ市町村ノ納税告知書ヲ發シタル税金ナルトキハ收稅官吏ハ其ノ納税告知書ヲ以テ税金ヲ領收スルコトヲ得(明治三十五年省令第二十六號、明治三十四年省令第十八號及改正)

第六條ノ五 前三條ノ規定ハ滯納報告後督促狀發付前税金ヲ領收スル場合ニ之ヲ準用ス(明治三十四年省令第十八號及改正)

第六條ノ六 延滞金ヲ納付スヘキ場合ニ於テハ税金及督促手数料ト共ニ之ヲ稅務署ニ納付スヘシ(明治三十四年省令第十八號及改正)

前項ノ場合ニ於テハ第六條ノ三ノ規定ヲ準用ス

第七條 削除(大正五年省令第三十三號)

第八條 削除(明治三十四年省令第十一號)

第九條 稅務署長ハ國稅滯納者ノ財産差押ヲ命シタル收稅官吏ニ左ノ證券ヲ交付スヘシ(明治三十四年省令第十八號、明治三十五年省令第二十六號)

○市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅種目

(明治三十年六月十五日勅令第九十五號)

改正 明治三十二年五月二十七日勅令第二百十九號

明治三十三年三月十九日勅令第四十八號

明治三十三年四月十四日勅令第四百四十五號

大正七年四月二日勅令第六十五號

大正十五年八月二十七日勅令第二百九十五號

左ノ諸稅ハ市町村ニ於テ徵收スヘシ

一 第三種ノ所得ニ係ル所得稅

二 營業稅

三 個人ノ營業收益稅

四 乙種ノ資本利子稅

附 則

本令ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

附 則 (明治三十三年勅令第二百十九號)

本令ハ明治三十三年分ヨリ施行ス

附 則 (明治三十三年勅令第四百十八號)

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

附 則 (明治三十三年勅令第四百十五號)

本令ハ明治三十三年度ヨリ施行ス

附 則 (大正七年勅令第六十五號)

本令ハ大正七年分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (大正十五年勅令第二百九十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○應得金等ノ受入及支出金ノ算出等ニ關スル事

○郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ取扱ハシムル件 (大正四年一月二十七日勅令第六號)

改正 大正十一年三月二十八日勅令第六十六號

郵便官署ハ各官廳ノ徵收スル歳入金ノ受入及日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外ニ於テ支拂ヲ要スル歳出金ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ取扱フコトヲ得其ノ範圍及取扱ニ關スル規程ハ逓信大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 大正十一年勅令第六十六號

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ヲ取扱ハシムル件ニ關スル規程 (大正四年一月二十八日大藏省令第一號)

改正 大正十一年六月二十八日省令第二十三號

大正十一年三月二十九日省令第二十一號

第一條 大正四年勅令第六號ニ依リ郵便官署ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得ル歳入金ノ受入及歳出金

ノ繰替拂ハ左ニ掲クルモノニ限ル (大正十一年省令第二十一號改正)

- 一 稅務署ノ直接徵收スル國稅金
 - 二 北海道廳、府縣、稅務署、稅務監督局ノ收納スル國庫ノ諸收入金
 - 三 收入官吏カ日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ拂込ムヘキ前二號ノ收入金
 - 四 市(區)町村カ日本銀行ニ送付スヘキ國稅金
 - 五 日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ支拂ヲ要スル歳出金
- 第二條 歳入徵收官 分掌官ヲ含ム以下同シ ハ其ノ在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル納人ニ對シ前條第一號及第二號ノ國稅金又ハ諸收入金ヲ徵收セムトスルトキハ納人ニ對シ第一號書式ノ納稅告知書又ハ第二號書式ノ納入告知書ヲ發スルコトヲ得但シ歳入徵收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ郵便局ヲ特ニ指定スルコトヲ得

納人カ前項ノ道廳府縣管外ニ在ルトキハ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲ指定スヘシ但シ歳入徵收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ郵便局ヲ指定スルコトヲ得

歳入徵收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル納人ニシテ當該道廳府縣管外ノ郵便局ニ歳入金ヲ納付セムトスルトキハ前項ヲ準用ス

第三條 國稅滯納者ニ對シテ督促狀ヲ發スル場合ニ於テハ第三號及第四號書式ノ納付書ヲ督促狀ニ添附スヘシ但シ收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第三號書式ノ納付書ヲ添附スルコトヲ要セス

第四條 納人前二條ノ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ受ケタルトキハ現金ニ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第五條 收入官吏カ領收シタル收入金ハ第五號書式ノ現金拂込書ニ依リ所屬歳入徵收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル便宜ノ郵便局ニ拂込コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ出納官吏事務規程第十八條乃至第二十條ノ規定ニ拘ハラズ其ノ領收シタル金額ハ毎日之ヲ取纏メ翌日限之ヲ拂込ムヘシ(大正十一年省令第二十二號改正)

第六條 市(區)町村ニ對シ稅務署ノ發付スル納額通知書ニ指定スヘキ國稅金ノ送付場所ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

市(區)町村ハ其ノ徵收シタル國稅金ニ第六號書式ノ送付書ヲ添ヘ前項指定ノ場所ニ送付スヘシ

第七條 郵便局ニ於テ納人又ハ市(區)町村ヨリ領收シタル國稅金又ハ諸收入金ニ付テハ歳入徵收官ハ取纏郵便局ヨリ送付スル領收濟濟通知書ニ依リ徵收簿ニ收入濟額ヲ登記スヘシ

第八條 收入官吏ハ第五條ニ依リ郵便局ニ拂込タル金額ハ日本銀行ニ拂込タル金額ト區別シテ現金拂込仕譯書ヲ作成シ歳入徵收官ニ報告スヘシ(大正十一年省令第二十二號改正)

第九條 歳入徵收官ハ前條ノ報告ニ依リ徵收報告書現金拂込仕譯欄ニ登記シ郵便局出納官吏ノ取扱ヒタル現金振替拂込仕譯ニ付テハ前月迄拂込未済及差引翌月へ越高ヲ收入官吏ノ現金拂込仕譯中各相當欄ノ次ニ外書登記スヘシ(大正十年省令第二十三號改正)

第十條 日本銀行ハ取纏郵便局出納官吏ヨリ第七號書式ノ各廳歳入金振替拂込書ニ歳入金振替證券ヲ添ヘ拂込ヲ受ケタルトキハ歳入ニ受入ノ手續ヲ爲スヘシ(大正十一年省令第二十二號改正)

日本銀行ハ前項ノ振替證券ニ依リ日本銀行本店ニ振替廻送ノ計算ヲ爲シ振替證券ハ之ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十一條 日本銀行本店ハ前條歳入金振替證券ヲ貯金局出納官吏ニ提出シ該證券金額ニ相當スル小切手ノ交付ヲ受ケ日本銀行ヨリ振替廻送受入ノ計算ヲ爲スヘシ(大正十一年省令第二十二號改正)

第十二條 支出官ハ日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ對シ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル支出官(以下單ニ朝鮮等ノ支出官ト謂フ)内地ノ債主ニ支拂ヲ爲ス場合亦同シ(大正十一年省令第二十二號改正)

第十三條 支出官前條ノ規定ニ依リ支拂ヲ爲サシムルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ受取人ノ住所、氏名及何地郵便局ニ於テ支拂ヲ要スル旨ヲ記載シ之ヲ其ノ小切手ノ支拂店ニ送付シ第八號書式ノ郵便局振出金支拂通知書ヲ債主ニ送付スヘシ但シ朝鮮等ノ支出官ニ在リテハ該通知書中ノ取纏郵便局ニハ通信大臣ノ指定スル郵便局ヲ記載シ欄外餘白ニ「特扱」ノ印ヲ押捺スルモノトス(同)

第十四條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十五條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十六條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十七條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十八條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

第十九條 日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案内書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案内書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ(同)

國稅徵收 郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ヲ取扱ハシムル件
ニ關スル規程

五五四

第十四條 日本銀行ハ取纏郵便局ヨリ各郵便局ニ於ケル繰替拂渡濟ノ郵便局拔歳出金支拂通知書並
日計表正本ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ歳出金ノ計算及日本銀行本店ヨリ振替廻送ノ計算
ヲ爲シ之ニ相當スル振替拂證書ヲ作成シ取纏郵便局ニ送付スヘシトス

第十四條ノ二 日本銀行國庫金取扱規程第三十三條及第四十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用
ス

第十五條 日本銀行本店ハ貯金局出納官吏ヨリ第十四條振替拂證書ニ預託金拂込書ヲ添ヘ振替拂込
ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ振替ノ計算ヲ爲シ歳出ヲ取扱ヒタル日本銀行ニ對シ振替廻送拂出ノ
計算ヲ爲スヘシトス

第十六條 朝鮮等ニ在ル日本銀行第十四條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル郵便局拔歳出金支拂
通知書ハ之ヲ調査シテ前條ノ手續ヲ爲シ日本銀行本店トノ間ニ於ケル振替受拂ノ手續ヲ爲スヘシ
トス

第十七條 本令ニ定ムルモノヲ除ク外支出官ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムル場合ノ取扱手
續ニ付テハ支出官事務規程第九條乃至第十二條、第十四條、第十五條、第十七條及第二十九條乃
至第三十六條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ大正四年一月勅令第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十年七月分ヨリ之ヲ施行ス)

本令ハ大正十年七月分ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

支出官事務規程第四十條及第四十一條ノ規定ハ本令施行前其ノ支拂ヲ了セサル歳出金仕拂通知書ノ
支拂ニ付之ヲ準用ス本令施行ノ際現存スル用紙ハ當分ノ内之ヲ取繕ヒ使用スレコトヲ得
(書式省略)

○證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル件 (大正五年三月六日法律第十號)

第一條 租稅其ノ他ノ政府ノ歳入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得但シ印
紙又ハ郵便切手ヲ以テ納付スヘキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ依リ納付シタル證券ニ付支拂ナカリシトキハ命令ヲ以テ定メタル場合ニ限り
初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル證券ノ處分ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ノ規定ニ依リ關稅又ハ噸稅ヲ初ヨリ納付ナカリシモノト看做シテ徵收スル場合ニ於テ之ヲ納
付セサルトキハ内國稅徵收ニ關スル規定ヲ準用ス

第三條 本法ニ依リ證券ヲ受領シタル市町村ハ證券ニ屬スル權利ヲ行使シ現金ヲ國庫ニ送付スル責

國稅徵收 證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル件

五五五

任アルモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ證券ヲ國庫ニ送付スルコトヲ得
 市町村其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ證券金額ノ支拂又ハ償還ヲ受クルコトヲ得ナルトキハ
 其ノ事實ヲ共シ政府ニ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得
 前項ノ申出アリタルトキハ政府ハ事實ヲ審査シ市町村ノ責任ヲ免除スルコトヲ得
 第四條 本法中市町村ニ關スル規定ハ法令ニ依リ租稅其ノ他ノ政府ノ歳入ヲ徵收シ其ノ徵收金ヲ國
 庫ニ送付スヘキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正五年十二月二十日勅令第二百五十六號)

○歳入納付ニ使用スル證券ニ關スル件

(大正五年十二月二十日勅令第二百五十六號)

改正

大正十一年三月三十一日勅令第六十五號

大正十五年八月二十七日勅令第二百九十四號

第一條 大正五年法律第十號ニ依リ租稅其ノ他ノ歳入ノ納付ニ使用スルコトヲ得ル證券ハ左ニ掲ク
 ルモノニシテ其ノ金額ノ納付金額ヲ超過セサルモノニ限ル但シ第二號ノ場合ニ於テ資本利子稅ヲ
 課セラルル者ノ納付スヘキ資本利子稅ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(大正十一年勅令第六十五號
 及大正十五年勅令第二百九十四號)

一 小切手又ハ一覽拂ノ爲替手形ニシテ無記名式又ハ記名持參人拂ノモノ

二 無記名國債證券ノ利札ニシテ支拂期ノ到達シタルモノ

三 官内省ノ仕拂命令又ハ保管金引出切符ニシテ納人ノ爲發行シタルモノ

四 郵便通常爲替證書ニシテ歳入ヲ納付スヘキ官署、日本銀行、市町村ヲ受取人ト爲シタルモノ
 又ハ郵便小爲替證書ニシテ歳入ヲ納付スヘキ官署、日本銀行、市町村ヲ受取人ト指定シ若ハ
 受取人ヲ指定セサルモノ

前項ノ證券ニシテ呈示期間若ハ有効期間ノ滿了ニ近ツキタルモノ又ハ支拂不確實ナリト認ムルモ
 ノハ出納官吏、日本銀行又ハ市町村其ノ受領ヲ拒絶スルコトヲ得

證券ノ支拂場所カ受領者ノ所在地ニ在ラサルモノニ付亦前項ニ同シ但シ支拂場所カ受領者ノ拂込
 又ハ送付ヲ爲ス日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 證券ヲ呈示期間内又ハ有効期間内ニ呈示シ支拂ヲ請求シタル場合ニ於テ支拂ノ拒絶アリタ
 ルトキハ歳入ハ初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス

第三條 前條ノ場合ニ於テハ出納官吏、日本銀行又ハ市町村ハ納人ニ對シ遲滯ナク書面ヲ以テ證券
 ノ支拂ナカリシ旨及其ノ證券ノ還付ヲ請求スヘキ旨ヲ通知スヘシ(大正十一年勅令第六十五號改正)

前項ノ通知書ヲ受クヘキ者其ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ住所、居所不明ナルトキハ通知書記載ノ
 要旨ヲ公告スヘシ

第一項ノ通知書ヲ發シタル日又ハ第二項ノ公告ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ納人ハ

證券ノ還付ヲ請求スルコトヲ得ス

第四條 出納官吏、日本銀行又ハ市町村ノ受領シタル證券ノ取扱ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五條 證券ヲ以テ納付シ得ル歳入ノ種目ハ主管大臣之ヲ定ム

第六條 大藏大臣ハ證券ノ金額、種類又ハ納付場所ニ依リ其ノ納付ニ關シ制限ヲ加フルコトヲ得
主管大臣ハ前項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定メタルモノノ外主管歳入ノ納付ニ付更ニ制限ヲ加フルノ必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 市町村ニ於テ大正五年法律第十號第三條第二項ノ規定ニ依リ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主管大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第八條 本令中市町村ニ關スル規定ハ法令ニ依リ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收シ其ノ徵收金ヲ國庫ニ送付スヘキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

第九條 本令中主管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ但シ第六條第二項ノ場合ニ於テハ主管大臣ヲ經由スルコトヲ要ス(大正十一年勅令百六十五號改正)

本令中地方長官ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長之ヲ行フ

附 則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第三十四號ハ之ヲ廢止ス

○證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則

(大正五年十二月二十一日大藏省令第三十二號)

改正 大正十一年四月 一 日大藏省令第三十六號

大正十五年八月二十八日大藏省令第三十二號

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則左ノ通定メ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 證券ヲ以テ租稅其ノ他ノ歳入金ヲ納付セムトスル者ハ其ノ證券ノ裏面ニ記名捺印シ指定ノ場所ニ之ヲ納付スヘシ納稅告知書納入告知書納付書又ハ拂込通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ之ヲ添付スルコトヲ要ス

第二條 無記名國債證券ノ利札ハ當該利札ニ對スル資本利子稅ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ納付金額ト爲スヘシ但シ資本利子稅法第五條第一號ノ規定ニ依リ資本利子稅ヲ課セラレサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス(大正十五年大藏省令第三十二號追加)

第三條 出納官吏(出納員ヲ含ム以下同シ)日本銀行又ハ市町村(北海道及沖繩縣ノ區、朝鮮ノ府、臺灣ノ區長ヲ含ム以下同シ)ニ於テ證券ヲ受領シタルトキハ歳入金ノ領收證書、歳入徵收官ニ對スル領收濟報告書又ハ領收濟通知書ニ「證券受

領」ノ印章ヲ押捺スヘシ歳入金ノ一部分ヲ證券ヲ以テ受領シタル場合ニ於テハ其ノ證券金額ヲ附記スルコトヲ要ス(大正十一年大藏省令第三十六號改正)

前項ノ場合ニ於テ其ノ受領シタル證券中前條ノ規定ニ依リ資本利子税ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ納付金額ト爲シタル無記名國債證券ノ利札アルトキハ「國債利札」ノ印章ヲ押捺シ其ノ納付金額ヲ附記スルコトヲ要ス(大正十五年大藏省令第三十二號追加)

第三條 受領シタル證券ハ遲滞ナク其ノ支拂人ニ呈示シ支拂ノ請求ヲ爲スヘシ但シ出納官吏又ハ市町村ノ受領シタル證券ニシテ左記各號ノ要件ヲ具フルモノハ其ノ裏面ニ第一號様式ノ朱印ヲ押捺シ第二號様式ノ仕譯書ヲ添附シテ之ヲ日本銀行ニ拂込又ハ送付スルコトヲ得(大正十一年大藏省令第三十六號改正)

一 持參人ニ支拂ハルヘキモノニシテ其ノ仕拂場所カ日本銀行本店、支店又ハ代理店所在地ニ在ルモノ

二 日本銀行ニ到達後呈示期間又ハ有効期間ノ滿了迄ニ三日以上ノ餘裕アルモノ
出納官吏支拂保證ヲ要セサル旨ノ承認ヲ得タル納人ヨリ支拂保證ナキ小切手ヲ受領シタル場合ニ於テ之ヲ日本銀行ニ拂込マムトスルトキハ其ノ裏面ニ「無保證承認」ノ朱印ヲ押捺スヘシ

第四條 出納官吏ノ拂込又ハ市町村ノ送付ニ係ル證券中前條規定ノ印章ヲ押捺セサルモノアルトキハ日本銀行ハ之カ受領ヲ拒絶スヘシ(大正十一年大藏省令第三十六號改正)

第五條 大正五年勅令第二百五十六號第二條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ出納官吏、日本銀行又

ハ市町村ハ直ニ其ノ支拂ナカリシ金額ニ相當スル額收濟額ヲ取消スヘシ領收濟額ヲ取消シタル出納官吏又ハ日本銀行ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ歳入徵收官(分掌官)ニ報告スルコトヲ要ス

出納官吏ノ拂込又ハ市町村ノ送付ニ係ルモノニ付領收濟額ヲ取消シタルトキハ日本銀行ハ直ニ其ノ旨ヲ出納官吏又ハ市町村ニ通知シ該證券ヲ返付スヘシ

出納官吏又ハ市町村前項ニ依リ證券ノ返付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ受領證書ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第六條 歳入徵收官(分掌官ヲ含ム以下同シ)ニ於テ出納官吏又ハ日本銀行ヨリ領收濟額取消ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ收入濟額ヲ取消スヘシ

歳入徵收官收入濟額ヲ取消シタルトキハハ納人ニ對シ前ニ發付又ハ交付シタルモノト同一納期日ノ納稅告知書、納入告知書、納付書又ハ拂込通知書ヲ送付スヘシ但シ領收濟額取消ノ報告ヲ受ケル日カ歳入金ノ納期日又ハ督促狀若ハ督促書ノ指定期日後ニ屬スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 大正五年勅令第二百五十六號第三條ノ通知書ハ納人ヨリ證券ヲ受領シタル出納官吏、日本銀行又ハ市町村之ヲ發スヘシ

前項通知書ノ送達ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於ケル公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ但シ出納官吏在勤官署、日本銀行又ハ市町村ノ揭示場ニ七日間揭示シテ之ニ代フルコトヲ得

第八條 支拂ナカリシ證券ノ還付ヲ受ケムトスル納人ハ其ノ證券ヲ納付シタル官署、日本銀行又ハ

市町村役場ニ就キ之カ請求ヲ爲スヘシ

出納官吏、日本銀行又ハ市町村ハ領收證書ヲ徴シ之ト引換ニ證券ヲ還付スヘシ

第九條 郵便ニ依リ納付シタル證券ニシテ受領スヘカラサルモノ又ハ受領シタル證券ニシテ偽造變造若ハ違式ナルモノニ付テハ第五條乃至第八條ノ規定ヲ準用ス

第十條 證券ノ呈示期間若ハ有効期間ヲ經過シタルカ爲支拂ヲ受クルコトヲ得サルトキ又ハ證券ヲ亡失シタルトキハ出納官吏在勤官署、日本銀行又ハ市町村ハ證券ノ種類ニ從ヒ直ニ當該法規ノ定ムル所ニ依リ必要ナル手續ヲ爲シ支拂又ハ償還ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁判上ノ行爲ヲ必要トスルトキハ出納官吏在勤官署ニ在リテハ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル所屬官廳ニ、日本銀行ニ在リテハ大藏大臣ニ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シテ之カ處理ヲ申請スヘシ

市町村ハ第一項ニ依リ支拂又ハ償還ヲ受クルニ先タチ之ニ相當スル金額ヲ日本銀行ニ送付スルコトヲ得

第十一條 亡失シタル證券又ハ呈示期間若ハ有効期間ヲ經過シタル證券ニシテ支拂又ハ償還ヲ受クルコトヲ得サリシモノノ金額ニ付テハ出納官吏、日本銀行又ハ市町村ハ避クヘカラサル事由ヲ證明スルニアラサレハ其ノ責任ヲ免カルコトヲ得ス

第十二條 歳入徵收官ニ於テ大正五年大藏省令第三十號第二條ニ依リ承認ヲ爲ストキハ納稅告知書、納入告知書、納付書、拂込通知書、又ハ即納通知書ヲ用キルモノニ在リテハ其ノ餘白ニ第三

號様式ノ印章ヲ捺捺スヘシ

第十三條 出納官吏、日本銀行又ハ市町村ニ於テ證券ヲ受領シタルトキハ現金ニ準シテ之ヲ取扱フヘシ

市町村ハ受領證券仕譯簿ヲ備ヘ納人別ニ之カ整理ヲ爲スヘシ

第十四條 鐵道、郵便電信電話官署ノ出納官吏ニ於テ受領シタル證券ニシテ第三條第一項但書ニ該當スルモノハ之ヲ日本銀行ニ預託シ又ハ郵便局過超金ノ振換拂込ニ充用スルコトヲ得(大正十一年大藏省令第三十六號改正)

前項ノ規定ニ依リ拂込マレタル預託金又ハ郵便局過超金ニ付テハ日本銀行ハ其ノ證券ヲ現金ニ引換ヘタル後ニ非サレハ預託金領收證書又ハ郵便局過超金領收證書ヲ交付スルコトヲ得ス

(様式省略)

○證券納付ニ關スル制限ノ件(大正五年十二月二十一日大藏省令第三十號)

改正 大正十一年四月 一 日大藏省令第三十四號

大正十五年八月二十八日大藏省令第三十一號

大正五年勅令第二百五十六號第六條第一項ニ依リ證券ノ納付ニ關スル制限左ノ通相定ム

第一條 政府ノ振出シタル小切手ハ其ノ振出日付ヨリ一年ヲ經過セサルモノニシテ且裏書禁止ノ旨ノ記載ナキモノナルコトヲ要ス

前項以外ノ小切手ハ左ニ掲タル銀行ニ宛テタルモノニシテ且振出人ニ於テ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタルモノナルコトヲ要ス(大正十一年大藏省令第三十號改正)

- 一 特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル銀行(本店及支店)
- 二 手形交換所ニ加入シタル銀行(當該本店若ハ支店ニ限ル第
三號乃至第五號之ニ依リ)
- 三 國庫金出納事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行
- 四 道府縣本金庫ノ事務ヲ取扱フ銀行
- 五 朝鮮ノ道金庫、臺灣ノ州金庫、廳地方費取扱所又ハ關東州ノ地方費現金取扱所ノ事務ヲ取扱フ銀行

六 第二號乃至第五號ニ該當スル銀行ノ所在地ニ在ル同一銀行ノ支店

第二條 第一條第二項ニ依ル小切手ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外其ノ一通ノ金額又ハ一口ノ歳入納付ニ使用スル其ノ合計金額百圓以上ナルトキハ支拂銀行ノ支拂保證アルモノナルコトヲ要ス(大正十一年大藏省令第三十號改正)

- 一 日本銀行本店、支店又ハ國庫金出納事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行ニ宛テタルモノニシテ之ヲ日本銀行ニ納付スルトキ
 - 二 歳入納付ノ告知ヲ爲ス官署ニ於テ支拂保證アルコトヲ要セザル旨ノ承認ヲ與ヘタルトキ
- 歳入納付ノ告知ヲ爲ス官署ハ保證人又ハ擔保物アル歳入ニシテ其ノ告知額ヲ納付スルモ直ニ保證證書又ハ擔保物ノ返還ヲ要セザルモノニ限り前項第二號ノ承認ヲ與フルコトヲ得

第三條 爲替手形ハ日本銀行本店、支店又ハ國庫金出納事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行

(當該本店若ハ支店ニ限ル)ニ宛テタルモノニシテ振出人ニ於テ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタルモノナルコトヲ要ス(大正十一年大藏省令第三十號改正)

第四條 爲替手形ハ日本銀行ニ歳入ヲ納付スル場合ノ外之ニ使用スルコトヲ得ス(同上)

第五條 無記名國債證券ノ利札ニシテ資本利子稅法第五條第二號ノ規定ニ依リ資本利子稅ヲ課セラレサルモノハ日本銀行其ノ他ノ利子支拂場所ニ歳入ヲ納付スル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス(大正十五年大藏省令第三十一號追加)

附則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○大藏省主管歳入ニ證券ヲ以テ納付スルノ件

(大正五年十二月二十一日大藏省令第三十一號)

改正 大正十一年四月一日大藏省令第三十五號

第二條 大藏省主管ノ歳入ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外總テ證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第三條 政府以外ノ者ノ振出シタル小切手又ハ爲替手形ハ左ニ掲タル歳入ノ納付ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス(大正十一年大藏省令第三十五號改正)

一 材料及過料

國稅徵收 大藏省主管歳入ニ證券ヲ以テ納付スルノ件

二 間接國稅犯則者納金及間接國稅犯則者處分費辨納金
三 關稅法第九十四條ノ規定ニ依ル納金

第三條 郵便局ニ於テ取扱フ歳入ハ左ニ掲クル證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得ス(同上)
一 政府以外ノ者ノ振出シタル小切手ニシテ納付スヘキ郵便局所在地ノ手形交換所ニ加入セサル銀行ニ宛テタルモノ但シ其ノ手形交換所ニ加入セル銀行ノ所在地ニ在ル同一銀行ノ支店ニ宛テタルモノヲ除ク

二 郵便爲替證書ニシテ納付スヘキ郵便局以外ノ郵便局ヲ拂渡郵便局トシテ指定シタルモノ
三 政府以外ノ者ノ振出シタル小切手又ハ郵便爲替證書以外ノ證券ニシテ其ノ支拂場所カ納付スヘキ郵便局ノ所在地ニ在ラサルモノ

第四條 町村又ハ戸長ニ於テ徵收スル歳入ハ政府以外ノ者ノ振出シタル小切手ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル町村ノ徵收スル歳入ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(同上)
一 市又ハ區ニ接續スル町村

二 大正五年大藏省令第三十號第一條ニ掲ケタル銀行ノ所在地タル町村
附則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國庫出納金端數計算法

(大正五年一月二十九日法律第二號)

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第二條 國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス
命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條 分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス
第四條 分割シテ收入又ハ仕拂フ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未滿ナルトキ又ハ之ニ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分

納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付ハテ本法ヲ適用セス
法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附則

第七條 本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納人ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

國稅徵收 國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上四位未滿ノ端數ヲ切捨ツヘキ國稅指定ノ件

五六八

○國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上四位未滿ノ端數ヲ切捨ツヘキ國稅指定ノ件

(大正五年三月三十一日大藏省令第二號)

改正 大正七年四月 四 日大藏省令第十一號

大正十五年六月二十一日大藏省令第二十六號

國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上四位未滿ノ端數ヲ切捨ツヘキ國稅ヲ指定スル左ノ如シ

- 一 第一種所得稅
- 二 第三種所得稅
- 三 營業稅
- 四 營業收益稅(大正十五年會令第二十六號別表)
- 五 乙種資本利子稅(同上)
- 六 相續稅
- 七 取引稅
- 八 取引所營業稅
- 九 鑛產稅

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大正七年大藏省令第十一號ヲ以テ追加セラルルハ、國稅指定ノ件ニ依リ、大正十五年會令第二十六號ヲ以テ改正)

國稅徵收 國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上四位未滿ノ端數ヲ切捨ツヘキ國稅指定ノ件 五六九

會

計



會計

○會計法

(大正十年四月八日法律第四十二號)

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第二條 租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第五條 政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス

第六條 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 豫算

第七條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ
必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ
提出スルコトヲ得ス

第八條 歳入歳出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ總豫算ニ
ハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一 歳入豫算明細書

二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第九條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備
金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及時ニ帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他
避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亘ル契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亘ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ
定ム

第三章 收入

第十二條 租稅其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收又ハ收納スヘシ

法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收又ハ收納スルコ
トヲ得ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル
場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四章 支出

第十三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第十四條 國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

第十五條 國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂人トス
ル小切手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第十六條 國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非サレハ小切手ヲ振出スコトヲ得ス但シ以下四條ノ規定ニ
依リ主任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限り主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令
ノ定ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第十八條 國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十九條 國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金、歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補填スル爲國務大臣ハ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第二十條 國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムコトヲ得

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限り前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦、兵器、彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章 決算

第二十三條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條 總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用キ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

不納缺損額

收入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

支出済歳出額

翌年度繰越額

不用額

第二十五條 總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添付スヘシ

一 歳入決算明細書

二 各省決算報告書

三 國債計算書

第六章 歲計剩餘定額繰越過年度支出豫算外收入及定額戻入

第二十六條 各年度ニ於テ歲計ニ剩除アルトキハ其ノ翌年度ノ歲入ニ繰入ルヘシ

第二十七條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條 過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十條 出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歲入ニ組入ルヘシ但シ支出濟歲出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ル、コトヲ得

第七章 契約

第三十一條 政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競争ニ付スヘシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八章 時効

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時効ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時効ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第五百十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

第九章 出納官吏

第三十五條 出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ
出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第三十六條 出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ會計檢査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ亡失毀損ニ付辨償ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十七條 國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ事務員ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 第十五條ニ定メタル小切手振出ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼スルコトヲ得ス

第十章 雜則

第三十九條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得 特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第四十條 政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第四十一條 日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納、國債ノ發行ニ依ル收入金ノ收支、第十八條 又ハ第二十條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ 受拂ニ關シ會計検査院ノ検査ヲ受クヘシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年十二月二十八日勅令第四八六號ヲ以テ大正十一年四月一日ヨリ施行)

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出並本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ期滿免除ト爲ラサル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時效ニ關スル規定ヲ適用ス但シ 其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期滿免除ノ期間カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效ノ 期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス 前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○會計規則

(大正十一年一月九日勅令第一號)

第一章 總則

第一節 會計年度所屬區分

第一條 歳入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
- 二 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發スルモノハ納入ノ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 三 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條 歳出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 國債ノ元利、年金、恩給ノ類ハ支拂期日ノ屬スル年度
- 二 諸拂戻金、缺損補填金、償還金ノ類ハ其ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
- 三 俸給、給料、手当、旅費、手数料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度
- 四 使用料、保管料、電燈電力料ノ類ハ其ノ支拂ノ原因タル事實ノ存シタル期間ノ屬スル年度

五 工事製造費、物件ノ購入代價、運賃ノ類ハ其ノ支拂ヲ爲スヘキ日ノ屬スル年度
 六 前各號ニ該當セサル費用ニシテ繰替拂ヲ爲シタルモノハ其ノ繰替拂ヲ爲シタル日ノ屬スル年
 度、其ノ他ノモノハ小切手ヲ振出シタル日ノ屬スル年度

第二章 國庫金ノ出納

第三條 日本銀行ハ本令ニ依ルノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金出納ノ事務ヲ取扱フヘシ
 日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ政府預金トシ其ノ種別及受拂ニ關スル事項ハ大藏大臣之ヲ定
 ム

第四條 政府預金ニハ大藏大臣ノ特ニ定ムルモノ及政府ノ爲ニスル支拂ノ準備ニ必用ナル金額ヲ除
 クノ外總テ相當ノ利子ヲ附セシム

第五條 毎年度所屬歲入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ル、ハ翌年度四月三十日限トス但シ左ニ掲クルノ
 場合ニ於テハ翌年度五月三十一日迄之カ受入ヲ爲スコトヲ得

- 一 出納官吏ヨリ其ノ領收シタル歲入金ノ拂込アリタルトキ
- 二 市町村又ハ之ハ準スヘキモノヨリ其ノ收納シタル歲入金ノ送付アリタルトキ
- 三 國庫内ニ於テ移換ニ依ル歲入金ノ受入ヲ爲ストキ

毎年度所屬歲出金ヲ日本銀行ニ於テ支拂フハ翌年度五月三十一日限トス

第二章 豫算

第一節 總豫算

第六條 大藏大臣ハ歲入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歲入歳出總豫算ヲ調製スヘシ
 總豫算ニハ歲計全體ニ關スル説明ヲ附スヘシ

第七條 歲入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク歲入ノ性質ヲ明ニスヘシ

第八條 歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク經費ノ目的ヲ明ニスヘシ

第九條 歳入歳出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節 歳入豫算明細書

第十條 大藏大臣ハ毎年度歲入ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ歳入豫算明細書ヲ調
 製スヘシ

歳入豫算明細書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項ノ金額ヲ各目ニ區分シ各項毎ニ増減ノ事由
 及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

第三節 豫定經費要求書

第十一條 各省大臣ハ毎年度其ノ所管經費ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ豫定經費
 要求書ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十二條 各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ必
 要ノ場合ニ於テハ更ニ之ヲ細分シ經費所要ノ理由及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

第十三條 各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル説明及各款各項ノ説明ヲ附スヘシ

第四節 支拂豫算

第十四條 各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ

支拂豫算ハ各款各項ノ金額ヲ示スヘシ

第十五條 支拂豫算ヲ更定シタルトキハ其ノ計算書ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ

第十六條 大藏大臣支拂豫算又ハ其ノ更定計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第五節 豫備金支出

第十七條 豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス

第十八條 第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條 大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第二十一條 各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十二條 大藏大臣ハ前條ノ要求書ヲ調査シ意見ヲ附シテ勅裁ヲ請フヘシ

第二十三條 第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣ハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシ

タル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知シ且其ノ事項及金額ヲ官報ニ掲載スヘシ

第二十四條 第一豫備金ヲ以テ補充シタル金額ハ各省大臣其ノ計算書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第一豫備金支出ノ總計算書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第二十五條 第二豫備金ヲ以テ支拂シタル金額ハ各省大臣其ノ調書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ毎年度帝國議會ノ開會後直ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第二豫備金支出ノ總調書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ調書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第六節 翌年度ニ亙ル契約

第二十六條 各省大臣災害事變其ノ他避クヘカラサル事由ノ爲會計法第十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ結フノ必要アリト認ムルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十七條 大藏大臣前條ノ承認ヲ爲シタルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第三章 收入

第一節 徵收

第二十八條 歳入徴收官ハ法律又ハ勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外各省大臣ノ定ムル各廳ノ長ヲ以テ之ニ充ツ但シ各省大臣必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クルコトヲ得

歳入徴收官必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ヲシテ其ノ徴收事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得
第二十九條 支出済ト爲リタル歳出ノ返納金ヲ歳入ニ組入レムトスル場合ニ於テハ該經費ヲ支出シタル支出官之カ歳入徴收官トシテ徴收ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十條 歳入徴收官租稅其ノ他ノ歳入ヲ徴收セムトスルトキハ法令ニ違フコトナキカ、所屬年度及歳入科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査シ之ヲ決定スヘシ

第三十一條 歳入徴收官前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ納人ニ對シ其ノ納付スヘキ金額、期日及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スヘシ但シ出納官吏又ハ出納員ニ即納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納入ノ告知書ヲ發セサルモノハ總テ納入ノ告知書ヲ發シタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第二節 收 納

第三十三條 出納官吏又ハ出納員租稅其ノ他ノ歳入金ヲ收納シタルトキハ領收證書ヲ納人ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テハ出納官吏收納済ノ旨ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第三十四條 出納官吏又ハ出納員ノ收納シタル現金ハ出納官吏之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三十五條 日本銀行ニ於テ歳入金ヲ收納シ又ハ歳入金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ納人又ハ拂込人ニ交付シ領收済ノ旨ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第三十六條 毎年度所屬歳入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ收納スルハ翌年度四月三十日限トス

第三節 報 告

第三十七條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ歳入事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十八條 歳入事務管理廳ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章 支 出

第一節 總 則

第三十九條 勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第四十條 豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ス

第四十一條 各省大臣他ノ官吏ヲシテ其ノ所管定額ノ支出ヲ爲サシメムトスルトキハ支拂豫算ヲ定メテ之ヲ委任スヘシ

第四十二條 支出官ニ事故アルトキハ各省大臣ハ臨時他ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四十三條 本章ノ規定ハ商法中小切手ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケス

第二節 小切手ノ振出

第四十四條 支出官ハ小切手振出前其ノ經費ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキカラ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ且該經費ハ支拂豫算額ニ超過スルコトナキカ、所屬年度及支出科目ヲ誤ルコトナキカラ調査スヘシ

第四十五條 支出官ハ其ノ振出ス小切手ニ受取人ノ氏名、金額、年度、支出科目、番號其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四十六條 小切手ハ一項毎ニ之ヲ振出スヘシ

第四十七條 支出官ノ振出ス小切手ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ記名式所持人拂ト爲スヘシ

第四十八條 支出官隔地ノ債主ニ支拂ヲ要スルトキハ支拂場所ヲ指定シ日本銀行ニ之カ資金ヲ交付シ其ノ旨ヲ債主ニ通知スヘシ

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 支出官小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ都度之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第五十條 毎年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ翌年度四月三十日限トス但シ國庫内ニ

於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補填ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度五月三十一日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第三節 支拂

第五十一條 小切手ノ呈示アリタルトキハ日本銀行ハ其ノ小切手カ法令ニ違フコトナキカ、券面金額カ支拂豫算各項定額ノ殘高ニ超過スルコトナキカラ調査シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

前項ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ十日ヲ經過シタルモノト雖一年ヲ經過セサル場合ニ於テハ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第五十二條 日本銀行第四十八條ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ債主又ハ出納官吏ニ對シ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條 毎年度小切手振出済金額中翌年度五月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ會計法第二十六條ノ歲計剩餘ニ組入レス之ヲ繰越整理スヘシ

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ繰越シタル資金中小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シ未タ其ノ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スルモノハ其ノ期間満了ノ日ノ屬スル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

前項ノ規定ハ日本銀行第五十二條ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ノ返納ニ付之ヲ準用ス

第五十五條 支出官小切手ノ所持人ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ償還スヘキモノト認ムルトキハ事由ヲ具シ證書類ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ提出シ所管大臣ハ審査ノ上之カ支

拂テ大藏大臣ニ請求スヘシ

第五十六條 前條ノ規定ハ支出官第五十二條ノ場合ニ於テ其ノ支拂ヲ受ケサル債主又ハ出納官吏ヨリ更ニ支拂ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四節 資金前渡、前金拂、概算拂及渡切經費

第五十七條 會計法第十七條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ノ當該官吏ニ前渡スルハ左ニ掲クル經費ニ限ル

一 陸軍ノ軍隊、學校及病院並海軍ノ部隊、學校、病院及艦船ニ屬スル經費

二 陸海軍ノ行軍又ハ演習ニ要スル經費

三 陸軍ニ於テ馬匹又ハ糧秣ヲ生産者ヨリ直接購入スル場合ニ要スル經費

四 官船ニ屬スル經費

五 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

六 運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

七 國中常用ノ雜費及旅費但シ一年ノ總額五千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

八 場所ノ一定セサル事務所ノ經費

九 各廳直營ノ工事、製造又ハ造林ニ要スル經費但シ一主任官ニ付常時五萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

十 監獄作業賞與金

十一 囚人及刑事被告人押送費

十二 證人、鑑定人、通事又ハ參考人ニ支給スル旅費其ノ他ノ給與

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スルハ左ノ區分ニ依ル

一 常時ノ費用ニ係ルモノハ每一月分以内ノ費額ヲ豫定シテ交付スヘシ但シ外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費、運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費又ハ支拂場所ノ一定セサル經費ハ事務ノ必要ニ依リ六月分以内ヲ交付スルコトヲ得

二 隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シ事務上差支ナキ限り成ルヘク分割シテ交付スヘシ

第五十九條 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ前金拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲クル經費ニ限ル但シ第九號

乃至第十三號ニ掲クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

一 軍艦、兵器又ハ彈藥ノ代價

二 外國ヨリ直接購入スル機械又ハ圖書ノ代價

三 朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島内ニ居住スル者ニ支給スル徵兵旅費

四 運賃

五 外國ニ於テ支拂ヲ要スル土地又ハ家屋ノ借料及公課

六 政府ノ買収又ハ收用ニ係ル土地ノ上ニ存スル物件ノ移轉料

七 官公署ニ對シ支拂フヘキ經費

- 八 外國ニ於テ研究又ハ調査ニ從事スル者ニ支給スル學資金其ノ他ノ給與
- 九 交通至難ノ場所ニ勤務スル者又ハ艦船乗組ノ者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
- 十 軍人、軍屬及陸海軍ノ職工ニ支給スル旅費
- 十一 外國在勤陸海軍武官ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
- 十二 補助金
- 十三 諸謝金

第六十條 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ概算拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲クル經費ニ限ル但シ第三號ニ掲クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

- 一 旅費
- 二 官公署ニ對シ支拂フヘキ經費
- 三 補助金又ハ補給金

第六十一條 會計法第二十二條ノ規定ニ依リ事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給シ得ルハ左ニ掲クル官署ノ經費ニ限ル

- 一 在外各廳
- 二 逓信官署
- 三 區裁判所出張所
- 四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島ニ於ケル官署

前項ノ官署ノ種類、渡切ト爲スヘキ歳出科目及支給方法ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第五節 繰替拂

第六十二條 各省大臣ハ左ニ掲クル經費ノ支拂ヲ爲サシムル爲出納官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル前渡ノ資金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得但シ第四號ニ掲クル經費ニ繰替使用スヘキ資金ハ艦船經費繰替金ニ限ル

- 一 旅費
- 二 埋葬費
- 三 在外公館ニ於ケル難民貸與金
- 四 海軍省所管艦船經費

第六十三條 所管大臣ハ左ニ掲クル官署ノ出納官吏又ハ出納員ヲシテ其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ヲ交互ニ繰替使用セシムルコトヲ得

- 一 鐵道官署
 - 二 逓信官署
- 前項ノ規定ニ依ル現金ノ繰替使用ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第六十四條 各省大臣ハ資金前渡ヲ爲シ得ル經費ニ限り必要已ムヲ得サル場合ニ於テハ當該年度開業始前之カ資金ヲ交付スルコトヲ得

第六十五條 前條ノ場合ニ於テハ各省大臣其ノ前渡ヲ要スル經費ヲ算定シ計算書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ
大藏大臣前項ノ計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第七節 報告

第六十六條 支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ所管大臣ニ送付スヘシ
第六十七條 所管大臣ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五章 決算

第一節 總決算

第六十八條 歳入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ依リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ
第六十九條 大藏大臣ハ總決算ニ歳入決算明細書、各省決算報告書及國債計算書ヲ添ヘ會計検査院ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十條 歳入決算明細書、各省決算報告書及收入支出計算書

第七十一條 歳入事務管理廳ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ毎年度收入濟歳入額ニ付豫算ニ對スル増減計算書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十二條 各省大臣ハ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ依リ其ノ省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十三條 歳入徴收官ハ會計検査院ニ證明ノ爲歳入徴收額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ歳入事務管理廳ニ送付シ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第七十四條 支出官ハ會計検査院ニ證明ノ爲支出計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第七十五條 前二條ノ計算書ハ歳入事務管理廳又ハ所管大臣ヨリ特ニ委任ヲ受ケタル官吏ヲシテ直ニ之ヲ會計検査院ニ送付セシムルコトヲ得

第七十六條 國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第七十七條 國債計算書ニハ左ニ掲ケル事項ヲ示スヘシ
一 當該年度末日ニ於ケル國債ノ種類及現在高ヲ示ス計算
二 當該年度ニ於テ償還シ及支拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算
三 最近五年度間ニ於ケル各種國債増減ノ情況ヲ示ス計算

第七十八條 各省大臣會計法第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ翌年

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

會計 會計規則

度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ調製シ各事件毎ニ其ノ事由ヲ示シ大蔵大臣ノ承認ヲ求ムヘシ
繰越計算書ハ歳出豫算ト同一ノ區分ニ依リ調製シ左ニ掲クル事項ヲ示スヘシ

- 一 繰越ヲ要スル項ノ定額
- 二 定額中支出済ト爲リタル額及當該年度所屬トシテ支出スヘキ額
- 三 定額中翌年度ニ繰越ヲ要スル額
- 四 定額中不用ト爲ルヘキ額

第七十九條 會計法第二十七條ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ豫算ニ於テ明許シタル場合
ヲ除クノ外前條ノ繰越計算書ニ契約書ノ寫其ノ他ノ参照書類ヲ添付スヘシ

第八十條 大蔵大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ繰越計算書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通
知スヘシ

第二節 定額戻入

第八十一條 支出済ト爲リタル歳出ノ返納金ハ其ノ支拂ヒタル經費ノ定額ニ之ヲ戻入ルルコトヲ得
但シ重大ナル過失ニ因リ誤拂過渡ト爲リタル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八十二條 支出官前條ノ規定ニ依リ定額ニ戻入レムトスルトキハ返納人ヲシテ其ノ金額ヲ返納セ
シムヘシ

第八十三條 日本銀行ニ於テ前條ノ返納金ヲ領收シタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ支拂豫算定額ニ
戻入ノ記帳ヲ爲シ其ノ旨ヲ支出官ニ通知スヘシ

第八十四條 毎年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日限トス

第七章 契約

第一節 總則

第八十五條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏契約ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的、履行期
限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ
記載シタル契約書ヲ作成スヘシ

第八十六條 契約書ニハ當該官吏記名捺印スルコトヲ要ス

第八十七條 各省大臣ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコ
トヲ得但シ第五號ノ場合ニ於テハ大蔵大臣ト協議スルコトヲ要ス

第一十三千圓ヲ超エサル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキハ
二 外國ニ於テ五千圓ヲ超エサル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ

三 購買ニ付スルトキ

四 物品賣拂ノ場合ニ於テ買受人直ニ代金ヲ納付シ其ノ物品ヲ引取ルトキ

第五十一號及第二號以外ノ隨意契約ニ付各省大臣契約書ヲ作成スルノ必要ナシト認ムルトキ
第八十八條 政府ト契約ヲ結ハムトスルモノハ現金又ハ國債ヲ以テ契約金額百分ノ十以上ノ保證金
ヲ納ムヘシ

指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル場合ニ於テハ各省大臣ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコ

第九十九條 競争ニ加ラムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ見積金額百分ノ五以上ノ保證金ヲ納ムヘ

第百條 競争者契約ヲ結ハサルトキハ保證金ハ政府ノ所得トス

第百一條 競争ハ第百九條ニ規定スル場合ヲ除クノ外總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第百二條 入札ノ方法ニ依リ競争ニ付セムトスルトキハ其ノ入札期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ十日
日前ニ官報、新聞紙、揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ但シ急ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ期間
ヲ五日迄ニ短縮スルコトヲ得

第百三條 前條ノ公告ニハ左ニ掲クル事項ヲ示スヘシ

一 競争入札ニ付スル事項

二 契約條項ヲ示ス場所

三 競争執行ノ場所及日時

四 入札ノ保證金額

第百四條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ競争入札ニ付スル事項ノ價格ヲ豫定シ其ノ
豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第百五條 開札ハ公告ニ示シタル場所、日時ニ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ入札者ニシテ
出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

入札者ハ一旦提出シタル入札書ノ引換、變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

競争加入ノ資格ナキ者ノ爲シタル入札又ハ入札ニ關スル條件ニ違反シタル入札ハ無効トス

第百六條 開札ノ場合ニ於テ各人ノ入札中第百四條ノ規定ニ依リ豫定シタル價格ノ制限ニ達シタル
モノヲキトキハ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第百七條 落札ト爲ルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定
ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ當該入札者中出席セサル者又ハ抽籤ヲ爲ササル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官
吏ヲシテ之ニ代リ抽籤ヲ爲サシムヘシ

第百八條 入札者若ハ落札者ナキ場合又ハ落札者契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ入札ニ付セムトス
ルトキハ第百二條ノ期間ハ五日迄ニ之ヲ短縮スルコトヲ得

第百九條 各省大臣動産ノ賣拂ニ付特別ノ事由ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ大藏大臣ト協
議シ本節ノ規定ニ準シ賣賣ニ付スルコトヲ得

第三節 指名競争契約

第百十條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲クル場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコ
トヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的ニ依リ競争ニ加ルヘキ者少數ニシテ一般ノ競争ニ付スルノ必要ナキトキ
- 二 一萬圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ五千圓ヲ超エサル財産ノ買入ヲ爲ストキ
- 三 賃借料年額又ハ總額三千圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ

- 四 豫定貸付料年額又ハ總額千圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ
- 五 豫定代價二千圓ヲ超エサル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ
- 六 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額四千圓ヲ超エサルトキ
隨意契約ニ依ルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ妨ケス
- 第七條 指名競争ニ付セムトスルトキハ成ルヘク五人以上ノ入札者ヲ指定スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ第三百三條ニ規定シタル事項ヲ各入札者ニ通知スヘシ
- 第十二條 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競争ニ付シテ契約ヲ結ヒタルトキ
ハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ
- 第十三條 第九十七條乃至第一百一條、第一百四條乃至第一百七條ノ規定ハ指名競争契約ノ場合ニ之ヲ
準用ス

各省大臣必要ナシト認ムル場合ニ於テハ第九十九條ノ保證金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第四節 隨意契約

第十四條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコ
トヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的カ競争ヲ許ササルトキ
- 二 金迫ノ際競争ニ付スルノ暇ナキトキ
- 三 政府ノ行爲ヲ秘密ニスルノ必要アルトキ

- 四 五千圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲シメ又ハ三千圓ヲ超エサル財産ノ買入ヲ爲ストキ
- 五 貸付料年額又ハ總額千五百圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ
- 六 豫定貸付料年額又ハ總額五百圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ
- 七 豫定代價千圓ヲ超エサル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ
- 八 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額二千圓ヲ超エサルトキ
- 九 努力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ
- 十 運送又ハ保管ヲ爲サシムルトキ
- 十一 官廳相互間ニ於テ契約ヲ爲ストキ
- 十二 農工場、學校、試験所、監獄其ノ他之ニ準スヘキモノノ生産又ハ製造ニ係ル物品ノ賣拂ヲ
爲ストキ
- 十三 法律勅令ノ規定ニ依リ財産ノ讓與又ハ無償貸付ヲ爲シ得ル者ニ其ノ財産ノ賣拂又ハ貸付ヲ
爲ストキ
- 十四 非常災害アリタル場合ニ於テ罹災者ニ政府ノ生産ニ係ル建築材料ノ賣拂ヲ爲ストキ
- 十五 外國ニ於テ契約ヲ爲ストキ
- 十六 道府縣市町村其ノ他ノ公法人、公益法人、産業組合又ハ慈善ノ爲ニ設立シタル教育所ヨリ
直接ニ物件ノ買入又ハ借入ヲ爲ストキ
- 十七 移住地域内ニ於ケル土木工事ヲ其ノ移住民ノ共同請負ニ付スルトキ

十八 學術又ハ技藝ノ保護獎勵ノ爲ニ必要ナル物件ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十九 産業又ハ拓殖事業ノ保護獎勵ノ爲ニ必要ナル物件ノ賣拂若ハ貸付ヲ爲ストキ又ハ生産者ヨリ直接ニ其ノ生産若ハ製造ニ係ル物品ノ買入ヲ爲ストキ

二十 公共用、公用又ハ公益事業ニ供スル爲必要ナル物件ヲ直接ニ公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十一 土地、建物、林野又ハ其ノ產物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十二 事業經營上特ニ必要ナル物品ノ買入ヲ爲シ若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ土地建物ノ借入ヲ爲ストキ

二十三 法律勅令ノ規定ニ依リ問屋業者ニ販賣ヲ委託スルトキ又ハ之ヲシテ販賣ヲ爲サシムルトキ

前項第十九號乃至第二十三號ノ場合ニ於テハ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

前項ノ協議ヲ遂ケタルトキハ大藏大臣直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第十五條 競争ニ付スルモノ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモノ落札者ナキトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ保證金及期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル價格其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第十六條 落札者契約ヲ結ハサルトキハ其ノ落札金額ノ制限内ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第十七條 前二條ノ場合ニ於テ豫定價格又ハ落札金額ヲ分割計算シ得ル場合ニ限り該價格又ハ金額ノ制限内ニ於テ各目的ニ付之ヲ數人ニ分割シテ契約ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十八條 隨意契約ニ依ラムトスルトキハ成ルベク二人以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ

第十九條 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契約ニ依リタル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第八章 保管金及有價證券

第二十條 政府ハ法律勅令ノ規定ニ依ルニ非サレハ公有又ハ私有ノ現金又ハ有價證券ヲ保管セス

第二十一條 政府ノ保管ニ係ル現金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第二十二條 政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱フ爲サシム

第二十三條 政府ノ保管ニ係ル現金又ハ政府ノ所有若ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱手續ニ關シテハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外大藏大臣之ヲ定ム

第九章 出納官吏

第一節 總則

第二十四條 本令ニ於テ出納官吏ト稱スルハ現金ノ出納保管ヲ掌ル官吏ヲ謂フ

第二十五條 出納官吏ハ各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ命ス

第二十六條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏必要アリト認ムルトキハ出納官吏ノ代理官又

ハ分任官ヲ置クコトヲ得

前項ノ代理官ハ出納官吏ノ事務ノ全部ヲ代理シ分任官ハ其ノ一部ヲ分掌スルモノトス

第二十七條 所管大臣ハ會計法第三十七條ノ規定ニ依リ左ニ掲クル官署ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 鐵道官署

二 通信官署

前項ノ外特別ノ必要アル場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協議シ其ノ應ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二十八條 前條ノ規定ニ依リ現金ノ出納保管ニ關スル事務ノ分掌ヲ命セラレタル事務員ハ主任

出納官吏又ハ分任出納官吏所屬ノ出納員トシテ其ノ事務ヲ取扱フヘシ

第二十九條 出納員ノ領收シタル現金ハ之ヲ所屬出納官吏ニ拂込ムヘシ但シ所管大臣ニ於テ必要

アリト認ムルトキハ他ノ出納官吏又ハ出納員ニ交付セシムルコトヲ得

第三十條 出納官吏又ハ出納員其ノ保管ニ屬スル現金ヲ亡失シ又ハ其ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ

生セシメタル場合ニ於テハ所管大臣ハ通滞ナク之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ通知スヘシ

第三十一條 出納官吏及出納員ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ現金ノ

出納保管ヲ爲スヘシ

第二節 責任

第三十二條 出納官吏ハ其ノ責任ニ屬スル現金ノ出納保管ニ付單ニ自ラ事務ヲ執ラサルコトヲ理

由トシテ其ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス但シ其ノ代理官、分任官又ハ所屬出納員ノ行爲ニ付テハ此

ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ出納員ノ責任ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 代理出納官吏、分任出納官吏又ハ出納員ハ其ノ行爲ニ付會計法第三十五條ノ責任ヲ

免ルルコトヲ得ス

第三十四條 各省大臣ハ出納官吏又ハ出納員ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生セシメタリト認ムル場

合ニ於テハ會計検査院ノ判決前ト雖其ノ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 前條ノ場合ニ於テ其ノ辨償ヲ命セラレタル出納官吏又ハ出納員其ノ實ヲ免ルヘキ理

由アリト信スルトキハ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送付

シ其ノ判決ヲ求ムルコトヲ得

所管大臣ハ前項ノ場合ト雖其ノ命シタル損失金ノ辨償ヲ猶豫セス

會計検査院ニ於テ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ其ノ既納ニ係ル辨

償金ハ直ニ之ヲ還付スヘシ

第三節 検査及證明

第三十六條 出納官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三十一日又ハ轉免、死亡、退職其ノ他異動アリタル

トキ所管大臣検査員ヲ命シテ之ヲ検査セシムヘシ但シ臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金

權ハ定時ノ検査ヲ要セス
大蔵大臣又ハ各省大臣必要アリト認ムルトキハ臨時ニ検査員ヲ命シテ出納官吏又ハ出納員ノ帳簿
金權ヲ検査セシムヘシ

第三百三十七條 前條ノ検査ヲ執行スルニ當リ當該出納官吏又ハ出納員事故ニ因リ自ラ検査ヲ受クル
コト能ハサルトキハ其ノ代理者又ハ特ニ所管大臣ノ命シタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スヘシ

第三百三十八條 出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金權ヲ検査シタルトキハ檢定書ニ通テ作成シ検査員及當
該出納官吏、出納員又ハ立會人之ニ記名捺印シ一通ハ當該出納官吏、出納員又ハ立會人ニ交付シ
一通ハ所管大臣ニ提出スヘシ

第三百三十九條 出納官吏又ハ出納員他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキハ金權ノ検査ヲ執行スル者ハ併
セテ他ノ公金ノ検査ヲ行フヘシ

第四百十條 租稅其ノ他人歳入金ノ收納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書
ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ歳入徵收官ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

第四百十一條 資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ
證憑書類ヲ添ヘ支出官ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

第四百十二條 歳入歳出外現金ノ出納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ
調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ
第四百十三條 第六十三條ノ規定ニ依リ現金ノ繰替使用ヲ爲ス官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受ク

ル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計檢
査院ニ提出スヘシ

第四百十四條 分任出納官吏ノ出納ハ總テ主任出納官吏ノ計算トシ出納員ノ出納ハ總テ所屬出納官
吏ノ計算トシテ取扱ヒ其ノ報告書及計算書ハ各別ニ提出スルコトヲ要セス但シ所管大臣又ハ會計
検査院ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特ニ分任出納官吏又ハ出納員ヲシテ報告書又ハ計算書ヲ提
出セシムルコトアルヘシ

第四百十五條 出納官吏交替シタルトキハ其ノ在職期間ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ第四百
十條乃至第四百十三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第四百十六條 出納官吏又ハ出納員死亡其ノ他ノ事故ニ依リ自ラ計算書ヲ調製スルコト能ハサルト
キハ所管大臣ノ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏又ハ出納員定期内ニ計算書ヲ送付セサルトキハ所管大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セ
シムヘシ

前二項ノ規定ニ依リ調製シタル計算書ハ出納官吏又ハ出納員ノ自ラ調製シタルモノト看做シ會計
検査院ニ於テ検査判決ヲ爲スヘシ

第四百十七條 出納官吏又ハ出納員ノ計算書ハ提出ノ後修正變更スルコトヲ得ス
第十條 日本銀行ノ計算報告及出納證明

第四百十八條 日本銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納報告書ヲ大蔵大臣ニ提出スヘシ

第四百九條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲國庫金ノ出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國債ノ發行ニ依ル收入金、國債元利拂資金及隔地者拂資金ノ收支ヲ整理シ之ヲ前項ノ計算書ニ掲記スヘシ

大藏大臣ハ第一項ノ計算書ヲ調製シ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第四百五十條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券受拂計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ計算書ヲ調査シ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第四百五十一條 政府ノ爲ニ取扱フ現金又ハ有價證券ノ出納保管ニ關シ政府ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於ケル日本銀行ノ賠償責任ニ付テハ民法及商法ニ依ル

第十一章 帳簿

第四百五十二條 大藏省ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ國庫金ノ出納ヲ登記スヘシ

第四百五十三條 大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ歳入主計簿ニハ歳入ノ豫算額、調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記シ歳出主計簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額支出済額、至年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第四百五十四條 歳入徴收官ハ徴收簿ヲ備ヘ歳入ノ調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スヘシ

第四百五十五條 歳入事務管理廳ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スヘシ

第四百五十六條 支出官ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ支拂豫算額、支出済額及支拂豫算殘額ヲ登記スヘシ

第四百五十七條 各省ハ歳出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、至年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第四百五十八條 出納官吏及出納員ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第四百五十九條 前七條ニ規定スル帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四百六十條 日本銀行ハ左ニ掲クル帳簿ヲ備ヘ政府ノ爲ニ取扱フ現金ノ出納又ハ有價證券ノ受拂ヲ登記スヘシ

一 國庫金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿

二 支拂豫算額及支拂済額ヲ登記スヘキ帳簿

三 國債ノ發行ニ依ル收入金ニ關スル出納ヲ登記スヘキ帳簿

四 國債元利拂資金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿

五 隔地者拂資金ノ收支ヲ登記スヘキ帳簿

六 有價證券ノ受拂ヲ登記スヘキ帳簿

前項ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行之ヲ定ム

第四百六十一條 大藏大臣ハ會計検査官立會ノ上毎年七月三十一日前年度ノ主計簿ヲ締切ルヘシ

第一百六十二條 雜則

院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第百六十三條 前條ノ計算證明書類ヲ除クノ外本令ニ規定スル書類ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第百六十四條 本令ニ依リ記名捺印ヲ要スル場合ニ於テハ外國ニ在リテハ署名ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百六十五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外收入及支出ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附則

第百六十六條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第百六十七條 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

仕拂命令委任規程(他省略)

大正六年勅令第三百三十二號ハ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第百六十八條 金庫ニ納付セシムル爲納入ノ告知アリタル歳入金ニシテ本令施行前收納ヲ了セサルモノハ該納入ノ告知ニ依リ日本銀行ニ於テ之カ收納ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ハ定額戻入ノ爲納入ノ告知アリタル返納金ニシテ本令施行前領收ヲ了セサル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十九條 仕拂命令ニシテ本令施行前其ノ支拂ヲ了セサルモノハ仕拂命令ニ關スル從前ノ手續

ニ依リ日本銀行ニ於テ本令施行後一年間之カ支拂ヲ取扱ハシム

第五十五條ノ規定ハ前項ノ支拂期間經過後仍會計法附則第五項ノ規定ニ依リ期間ノ滿了セサル債務ノ支拂ニ付之ヲ準用ス

第百七十條 大正十一年五月三十一日迄ニ支拂ノ請求ナキ大正十年度仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ從前ノ例ニ依リ當該年度ノ歳出支拂未濟金トシテ之ヲ繰越整理スヘシ

第百七十一條 本令施行前繰越整理ニ係ル資金及前條ノ繰越整理ニ係ル資金ニシテ大正十二年三月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサルモノハ之ヲ大正十一年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第百七十二條 大正十年度支出濟歳出額ハ同年度歳入歳出ノ總決算及主計簿ニ於テハ仕拂命令濟歳出額ニ併算スヘシ

大正十一年度仕拂命令濟歳出額ハ同年度歳入歳出ノ總計算及主計簿ニ於テハ支出濟歳出額ニ併算スヘシ

第百七十三條 大正十年度分ニ限り金庫ニ備ヘタル支出簿ハ第百六十條第二號ノ帳簿ニ代用セシムコトヲ得

第百七十四條 前六條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

官制及分課

◎官制及分課

○稅務監督局官制

(明治三十五年十一月一日)
(勅令第二百四十一號)

第一條 稅務監督局ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ内國稅ニ關スル事務ヲ監督ス

第二條 各稅務監督局ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長 七人 奏任

書記官 專任十六人 奏任

事務官 專任八人 奏任

技師 專任八人 奏任

屬 專任三百八十三人 判任

技手 專任七十九人 判任

東京、大阪、仙臺、名古屋、廣島及熊本ノ稅務監督局長ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第三條 局長ハ大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄内ニ於ケル内國稅事務ヲ管理シ稅務署長ヲ指揮

監督ス

第四條 局長ハ稅務署長ノ處分法律命令ニ違犯スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第五條 局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接國稅ニ關スル檢査ヲ行ハシムルコトヲ得

- 第六條 局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ稅務監督局及稅務署判任官ノ任免ヲ大藏大臣ニ具狀ス
- 第七條 書記官及事務官ハ各局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル
- 第七條ノ二 技師ハ局長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事シ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス
- 第九條 稅務監督局ノ名稱、位置及管轄區域ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

稅務管理局官制及明治二十九年勅令第三百四十六號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附則 (大正九年勅令第四百二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ稅務副監督官ノ官ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ稅務監督官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附則 (昭和三年七月三十一日發布勅令第四百七十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ稅務監督官ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒス稅務監督局書記官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
(別表省略)

○稅務署官制

(明治三十五年十一月一日 勅令第二百四十二號)

- 第一條 稅務署ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ内國稅ニ關スル事務ヲ執行ス
- 第二條 各稅務署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク
 - 司稅官 專任百八十六人 奏任
 - 屬 專任五千七百九十三人 判任
 - 技手 專任百人 判任
- 第三條 署長ハ司稅官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 署長ハ監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ内國稅ニ關スル法律命令ヲ執行シ其ノ管轄内ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス
- 第四條ノ二 司稅官ハ署長タル者ヲ除クノ外署長ノ命ヲ承ケ署務ヲ掌ル
- 第五條 屬ハ署長タル者ヲ除クノ外上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及檢査ニ從事シ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス
- 第六條 稅務署ノ名稱及管轄區域ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正九年勅令第四百二十二號)

官制及分課 稅務署官制

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ副司稅官ノ官ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ司稅官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附 則 (昭和三年七月三十一日發布勅令第四百七十六號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(別表省略)

○稅務監督局分課規程

(明治三十五年十一月五日
大藏省總官房職乙第三百六十一號)

沿革 大正十一年六月二日官報改正

昭和三年八月一日官報改正

第一條 稅務監督局ニ總務部直稅部間稅部經理部鑑定部ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第二條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人事及機密ニ關スルコト

二 稅務署ノ一般監督ニ關スルコト

三 官報報告ニ關スルコト

四 他部ニ屬スル事務中重要ナル局務ニ關スルコト

第三條 直稅部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 直稅ノ監督ニ關スルコト

二 直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト

三 民有地地種目變換ニ關スルコト

四 土地臺帳及地圖ニ關スルコト

五 直稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

第四條 間稅部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 間稅ノ檢査監督ニ關スルコト

二 間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト

三 間接國稅犯則者處分ニ關スルコト

四 間稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

第五條 經理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 徵收及會計庶務ノ監督ニ關スルコト

二 內國稅徵收及稅外收入ニ關スルコト

三 滯納處分ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

四 雜種財產ノ管理及處分ニ關スルコト

五 國有財產整理資金特別會計ノ收入ニ關スルコト

六 歲入概算及決算ニ關スルコト

- 七 拂戻及誤納下戻ニ關スルコト
 - 八 會計ニ關スルコト
 - 九 營繕ニ關スルコト
 - 一〇 文書ニ關スルコト
 - 一一 統計及報告ニ關スルコト
 - 一二 局中取締ニ關スルコト
 - 一三 他部ニ屬セサルコト
- 第六條** 鑑定部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 分析ニ關スルコト
 - 二 鑑定ニ關スルコト

○稅務署分課規程

(明治三十五年十一月五日
大藏省達官房職乙第三百六十一號)

沿革 大正十一年六月二日官報改正

稅務署分課規程

- 第一條** 稅務署ニ直稅課、間稅課、庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條** 直稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト

- 二 直稅ノ検査ニ關スルコト
 - 三 民有地地種目變換ニ關スルコト
 - 四 登録稅ニ關スルコト
 - 五 土地臺帳及地圖ニ關スルコト
 - 六 直稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
- 第三條** 間稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
 - 二 間稅監視、検査、檢定及査定ニ關スルコト
 - 三 間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
 - 四 間稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
- 第四條** 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 內國稅ノ徵收及稅外收入ニ關スルコト
 - 二 滯納處分ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
 - 三 雜種財產ニ關スルコト
 - 四 拂戻及誤納下戻ニ關スルコト
 - 五 經費ニ關スルコト
 - 六 物品ノ出納及保管ニ關スルコト

- 七 印紙類出納保管及賣下ニ關スルコト
 - 八 營繕ニ關スルコト
 - 九 文書ニ關スルコト
 - 十 官報報告ニ關スルコト
 - 十一 統計及報告ニ關スルコト
 - 十二 署中取締ニ關スルコト
 - 十三 機密ニ關スルコト
 - 十四 他課ニ屬セサルコト
- 第五條 分析鑑定ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ鑑定課ヲ置クコトヲ得

昭和三年十月十二日印刷
 昭和三年十月十五日發行

租稅法規提要

定價 金六拾錢

外ニ送料ハ實費トス

大藏省 編纂

不許
複製

發行者 東京府豊多摩郡代々幡町幡ヶ谷八五三 栗原重藏

印刷者 東京市牛込區西五軒町五二 行政學會印刷所

發行所 東京市丸ノ内 東京稅務監督局内 東京財務協會

振替東京三三〇六二





